

## 第 18 章(重点分析) 性被害による通告・相談受理事例と他種別相談からの性被害途中発覚事例の差異に関する分析

### 18.1 目的

第 6 章の集計結果に示されたとおり、児童相談所や市区町村への他種別相談への対応経過中に、子どもの家庭内性被害が発覚する例も一定数存在している。通告・相談時点から性被害を主訴とする事例と、性被害が他の相談種別での対応中に途中発覚する事例との差異を検討することで、児童相談所と市区町村での対応事例中に潜在する性被害の早期発見に寄与する知見が得られる可能性がある。

本章では、通告・相談対応開始時点時点から、「性的虐待(または、ネグレクト(性的虐待))」として受理された事例と、性被害が途中発覚した事例の差異を集計・比較することで、早期発見の手がかりを探索する。

### 18.2 方法

調査票 B を用いた事例調査によって報告された事例について、当該事例が「通告・相談受理時点から子どもの家庭内性被害事例として受理された」または「在宅支援中など(児童相談所の場合、一時保護・施設入所措置等の後も含む)、通告・相談受理以降に新たに性被害が途中発覚した」のいずれかに該当選択を求めた設問 B02 の回答結果を利用し、途中発覚事例に見られる特徴把握を行う。以降、前者を「受理時点から」、後者を「途中発覚」と略記する。比較する項目対象には、被害児童の年齢・性別から、被害内容、養育者の所見、子どもの臨床所見、被害発覚の経緯や開示の背景までを多面的に扱う。

#### 18.2.1 利用データと前処理

調査票 B を用いた事例調査のうち、性被害を把握したタイミングが「受理時点から」または「途中発覚」のいずれかに該当報告のある(欠損のない)事例を抽出した。その他、データ抽出にかかる特記すべき処理は実施していない。

#### 18.2.2 適格基準

主たる被害児童の年齢に欠損のあるデータは、本章の集計対象から除外した。その他の除外基準は設けていない。集計によって比較する対象となる項目の欠損については、各種集計で「欠損」の区分を設けて結果を示す。

### 18.2.3 統計解析

男性および女性養育者に関する所見や、養育環境・世帯情報に関する所見については、それに関連する項目数が膨大になる。了解可能性を高めるため、各所見区分ごとに潜在クラス分析を適用し、抽出されたパターンを集計・可視化に使用した。潜在クラス分析の方法および結果は、第9章と同一であり、本章では第9章で得られた結果をそのまま援用する。

## 18.3 結果

### 18.3.1 データ抽出の結果

組み入れ基準を満たした事例を抽出した結果、被害児童の年齢に欠損のあった事例を除く704件のデータのうち、被害発覚のタイミングに欠損のあった20件を除いた上で、最終的に684件の事例が集計対象に組み入れられた(図18.1)。組み入れ事例数684件のうち、「受理時点から」被害が把握された事例が508件、「途中発覚」した事例が176件含まれた。

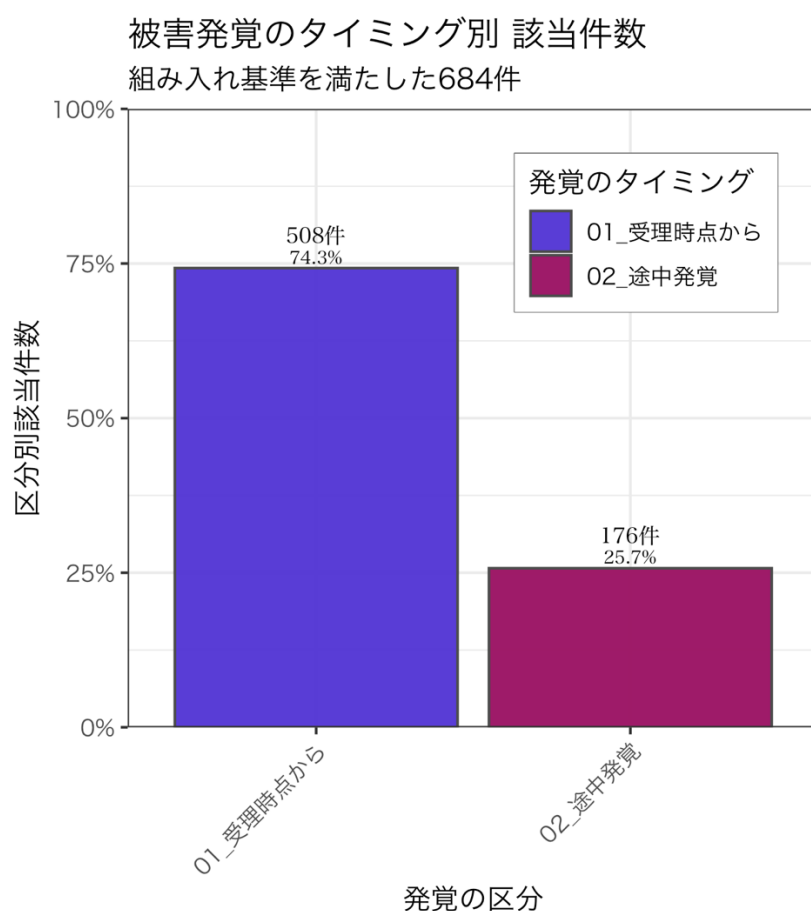


図18.1 被害発覚のタイミング別 組み入れ事例数

### 18.3.2 発覚のタイミング別での事例基礎情報集計

本節では、発覚のタイミング別での事例の基礎情報を集計・比較する。

発覚のタイミング別で、各区分に含まれた被害児童の性別に関する集計結果を図 18.2 に示す。

発覚のタイミングを問わず、被害児童の性別は同程度の構成比となっていた。

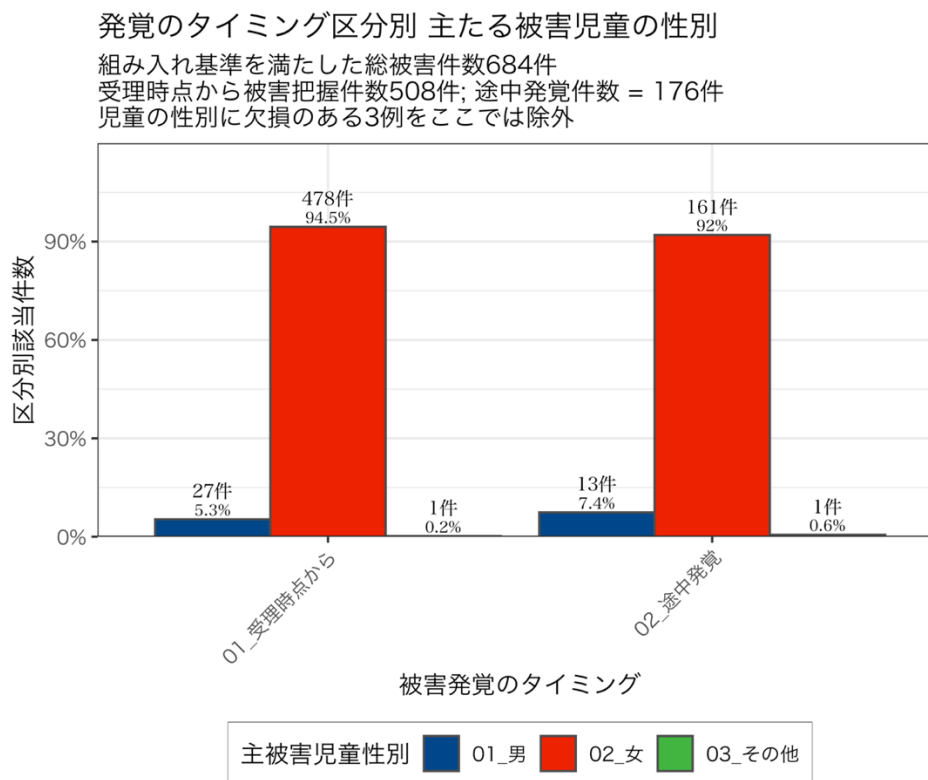


図 18.2 被害発覚のタイミング別 被害児童の性別

続いて、発覚のタイミング別での被害児童の発覚時(受理時点)年齢を図 18.3 に示す。被害児童の年齢は、発覚のタイミングを問わず、およそ類似した形状の分布となっていた。

### 発覚のタイミング区別 主たる被害児童の年齢

組み入れ基準を満たした総被害件数684件

受理時点から被害把握件数508件; 途中発覚件数 = 176件

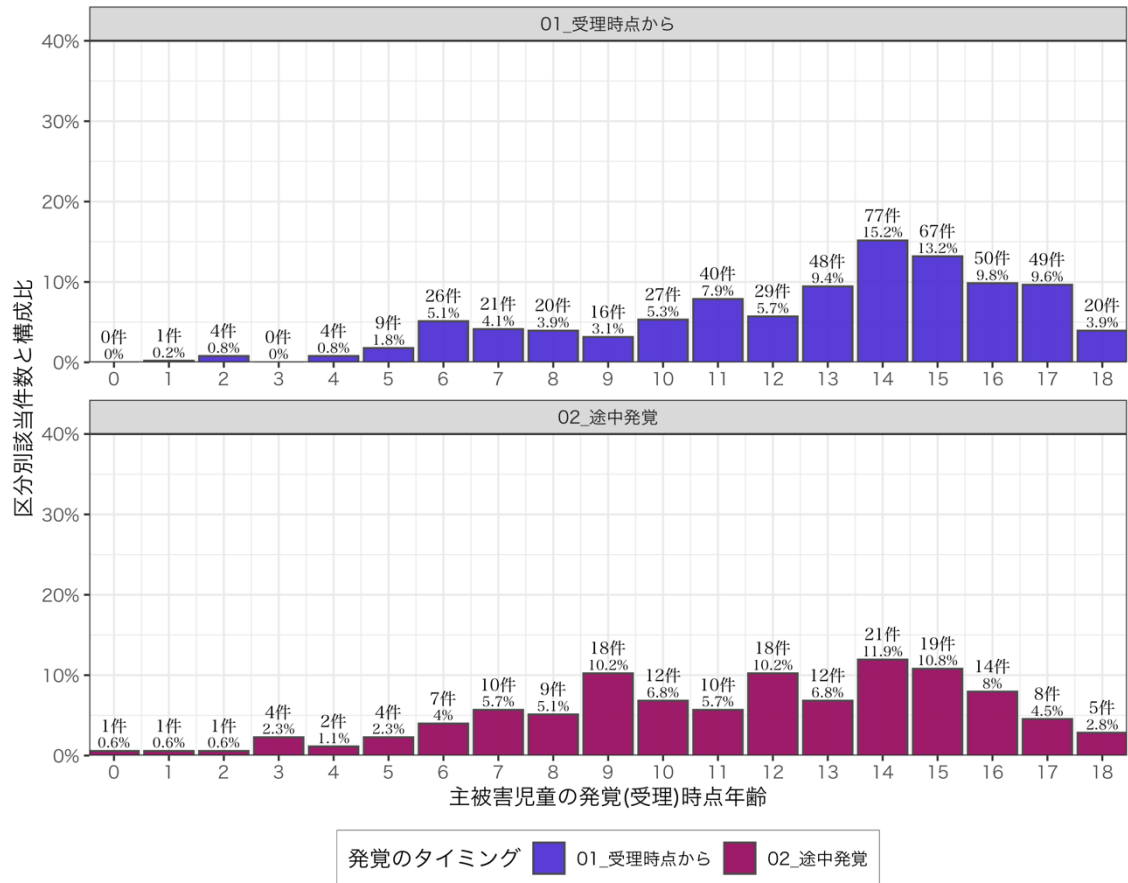


図 18.3 被害発覚のタイミング別 被害児童の被害発覚時(受理時点)年齢

被害の内容についても同様に集計を実施した(図 18.4)。発覚のタイミング別で、(1)途中発覚事例において性器性交・口腔性交の該当率がやや低く、(2)着替えや入浴を覗く・性行為を見せるといった被害への該当率がやや高い傾向が観察された。「別種別での相談によって支援機関につながっていることで、単体では通告・相談に至りにくい非接触性の被害が発覚しやすい」可能性を一部反映したものである可能性が推測される。ただし、各種被害内容への該当状況は、全体的に類似した傾向を示しており、発覚のタイミングにかかわらず、様々な被害への該当が報告されている。

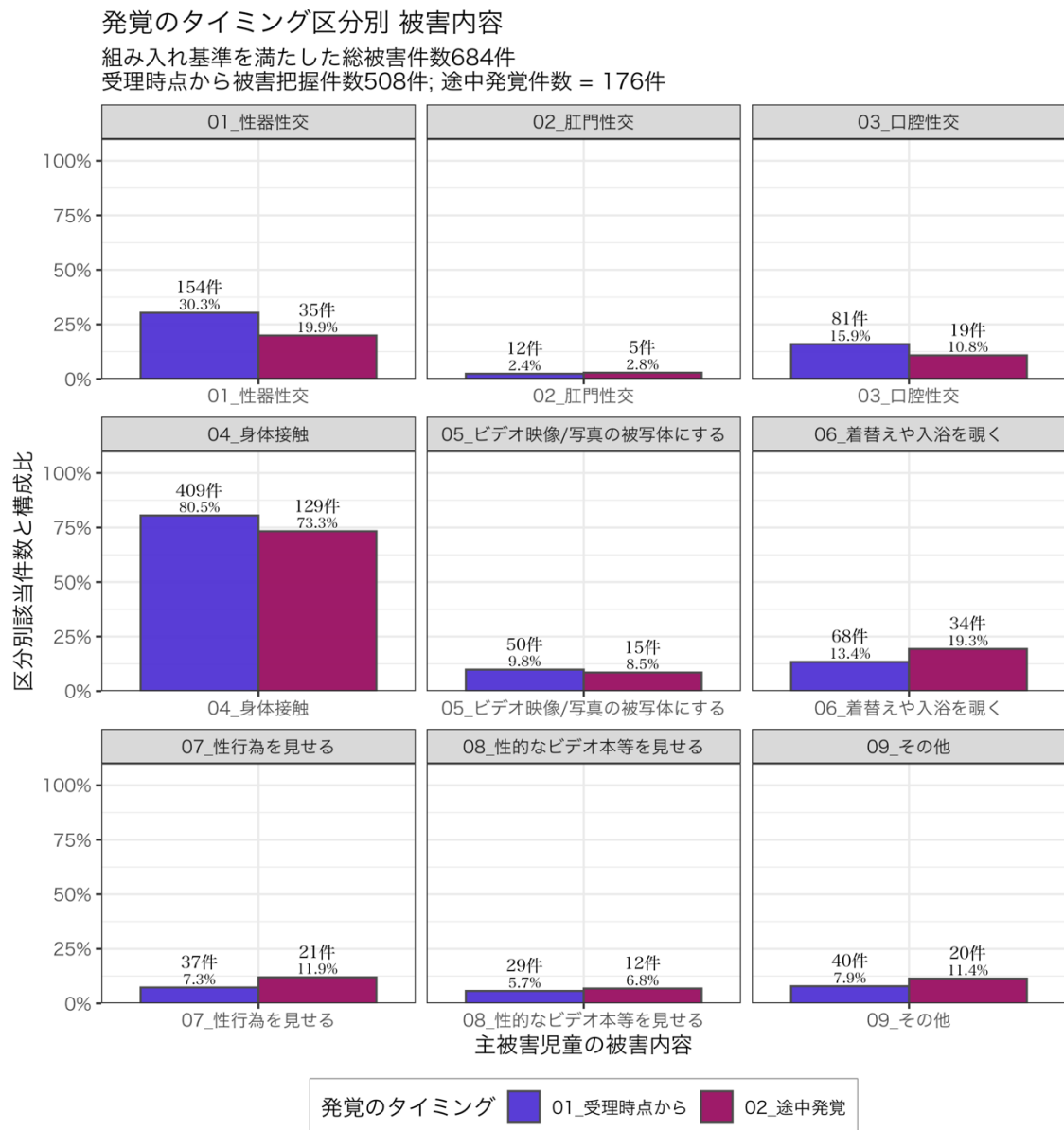


図 18.4 被害発覚のタイミング別 被害児童の被害発覚時(受理時点)年齢

続いて、発覚のタイミング別での性的搾取等被害の該当件数と該当率を図 18.5 に示す。性的搾取等被害については、本調査事業では直接の調査対象として扱っていないため、該当例数は限られるものの、途中発覚事例において、「児童ポルノ」や「オンライン性被害(自撮りの投稿拡散等)」が発覚した例が報告される結果となった。

# 発覚のタイミング区分別 性的搾取等被害

組み入れ基準を満たした総被害件数684件

受理時点から被害把握件数508件; 途中発覚件数 = 176件

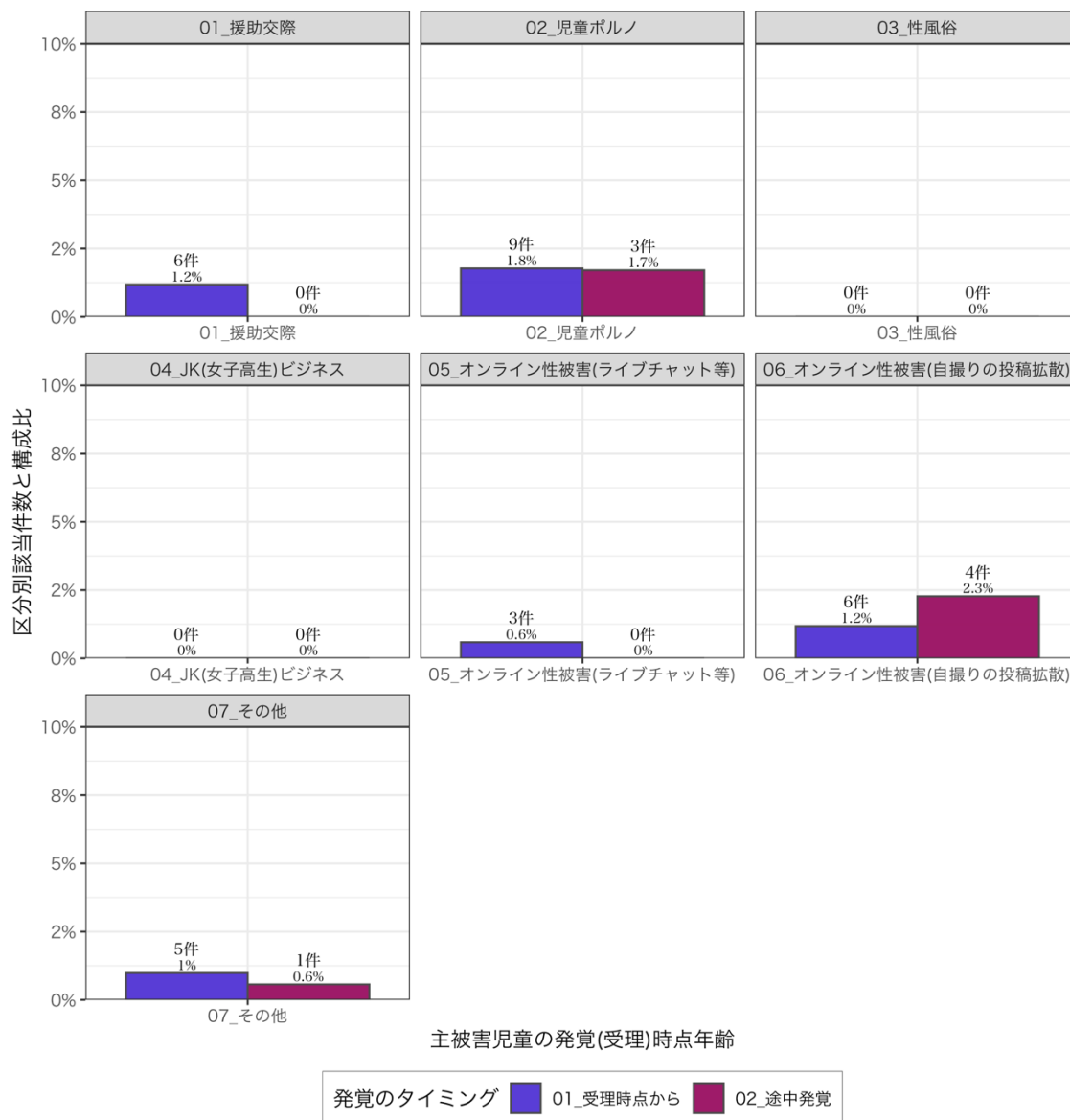


図 18.5 被害発覚のタイミング別 性的搾取等被害の該当報告

被害の頻度について、発覚のタイミング別で集計した結果を図 18.6 に示す。途中発覚事例において、被害の「常態化」に該当報告があった割合は少ない傾向にあり、反対に「詳細不明」と報告される例が多い傾向にあった。施設等への入所措置後など、被害発生時点から時間が一定以上経過してから被害が発覚した例などが背景理由の一つとして考えられる。

### 発覚のタイミング区分別 被害頻度

組み入れ基準を満たした総被害件数684件

受理時点から被害把握件数508件; 途中発覚件数 = 176件

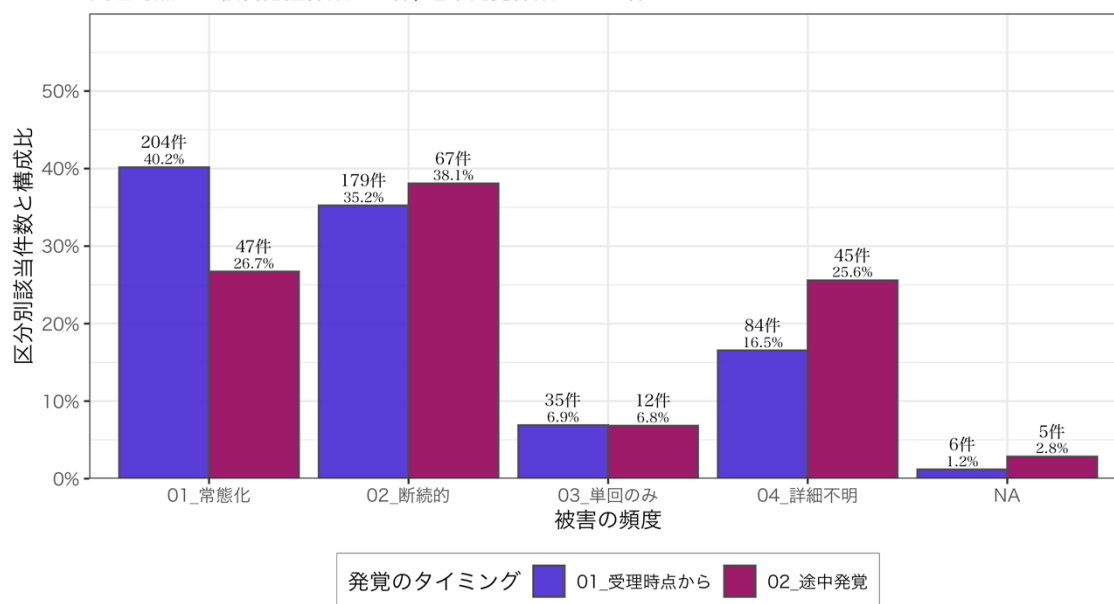


図 18.6 被害発覚のタイミング別 被害の頻度

被害発覚のタイミング別での、被害の初発年齢分布を図 18.7 に示す。初発年齢に欠損のあった 173 件(受理時点から: 124 件; 途中発覚: 49 件)については、図中にその構成比を示す。発覚のタイミング別での初発年齢分布は類似した傾向にあり、未就学児童から 15 歳以上までの範囲で該当報告があった。

### 発覚のタイミング区別 被害初発年齢

組み入れ基準を満たした総被害件数684件

受理時点から被害把握件数508件; 途中発覚件数 = 176件

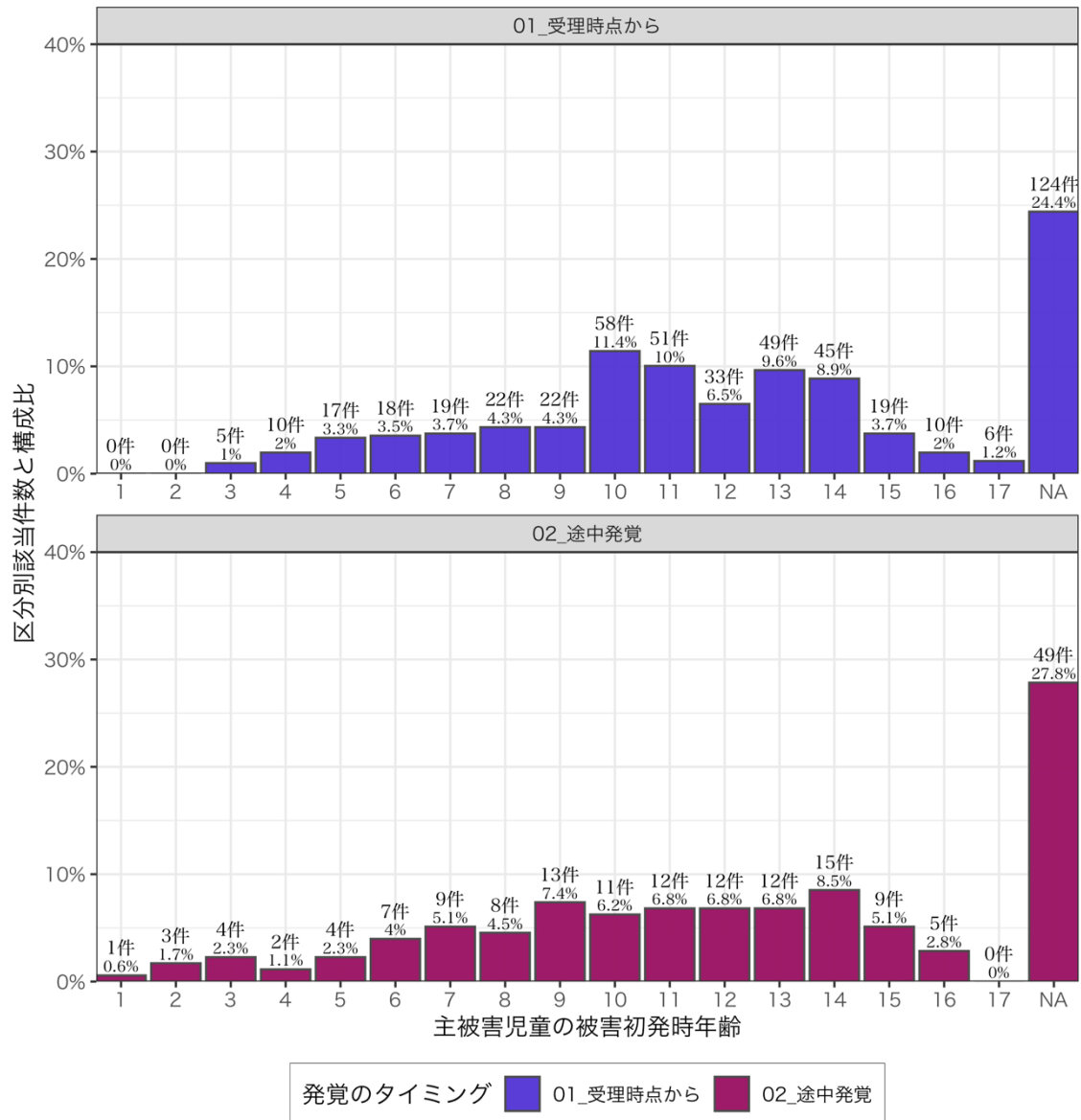


図 18.7 被害発覚のタイミング別 被害の初発年齢

被害の継続年数については、0年から10年以上に及ぶ例までが、「受理時点から」、「途中発覚」のそれぞれの区分に含まれる結果となった(図 18.8)。一方で、途中発覚事例においては、0年または1年の被害継続期間に該当する例が相対的に多く、「受理時点から」の被害把握例と比べて比較的短い期間で被害の発覚につながっている傾向が示された。ベイズ推定法を用いた、負の二項分布による平均値の差の推定を行った結果(diparsion parameter 共通)、「受理時点から」の平均継続年数が2.76年、「途中発覚」で1.93年となり、その差の推定値は0.82年[0.40, 1.22]となった。



### 発覚のタイミング区別 被害継続年数

組み入れ基準を満たした総被害件数684件

受理時点から被害把握件数508件; 途中発覚件数 = 176件

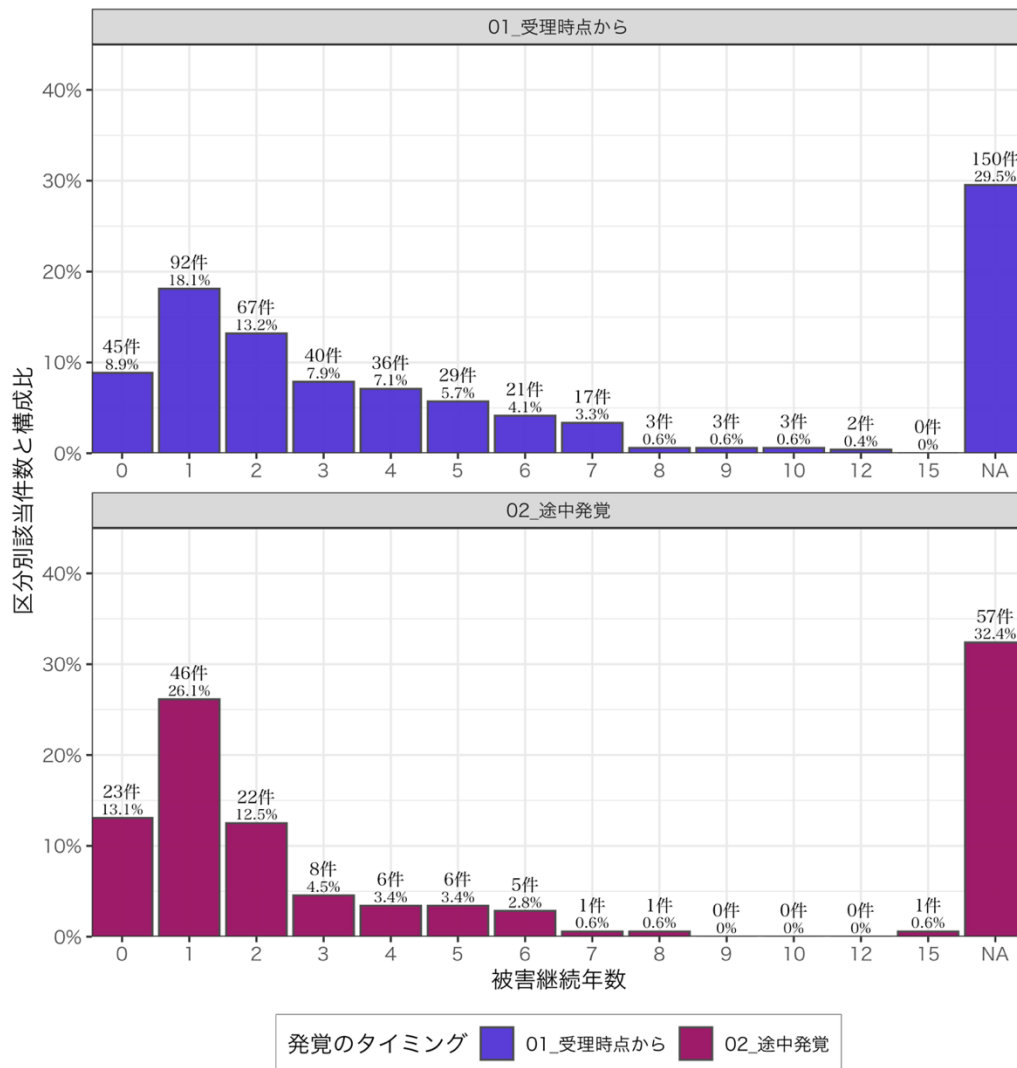


図 18.8 被害発覚のタイミング別 被害の継続年数

続いて、被害児童に随伴する問題と障害の該当報告状況について整理する。発覚のタイミング別で各種事項への該当報告状況を集計した結果、途中発覚事例において、各種虐待や障害等の随伴事項への該当率が高い傾向にあった。「他種別での相談対応中等で被害が途中発覚した」被害例を扱っていることを踏まえれば、自然な結果であると言える(図 18.9)。

# 発覚のタイミング区分別 主被害児童の随伴問題と障害

組み入れ基準を満たした総被害件数684件

受理時点から被害把握件数508件; 途中発覚件数 = 176件

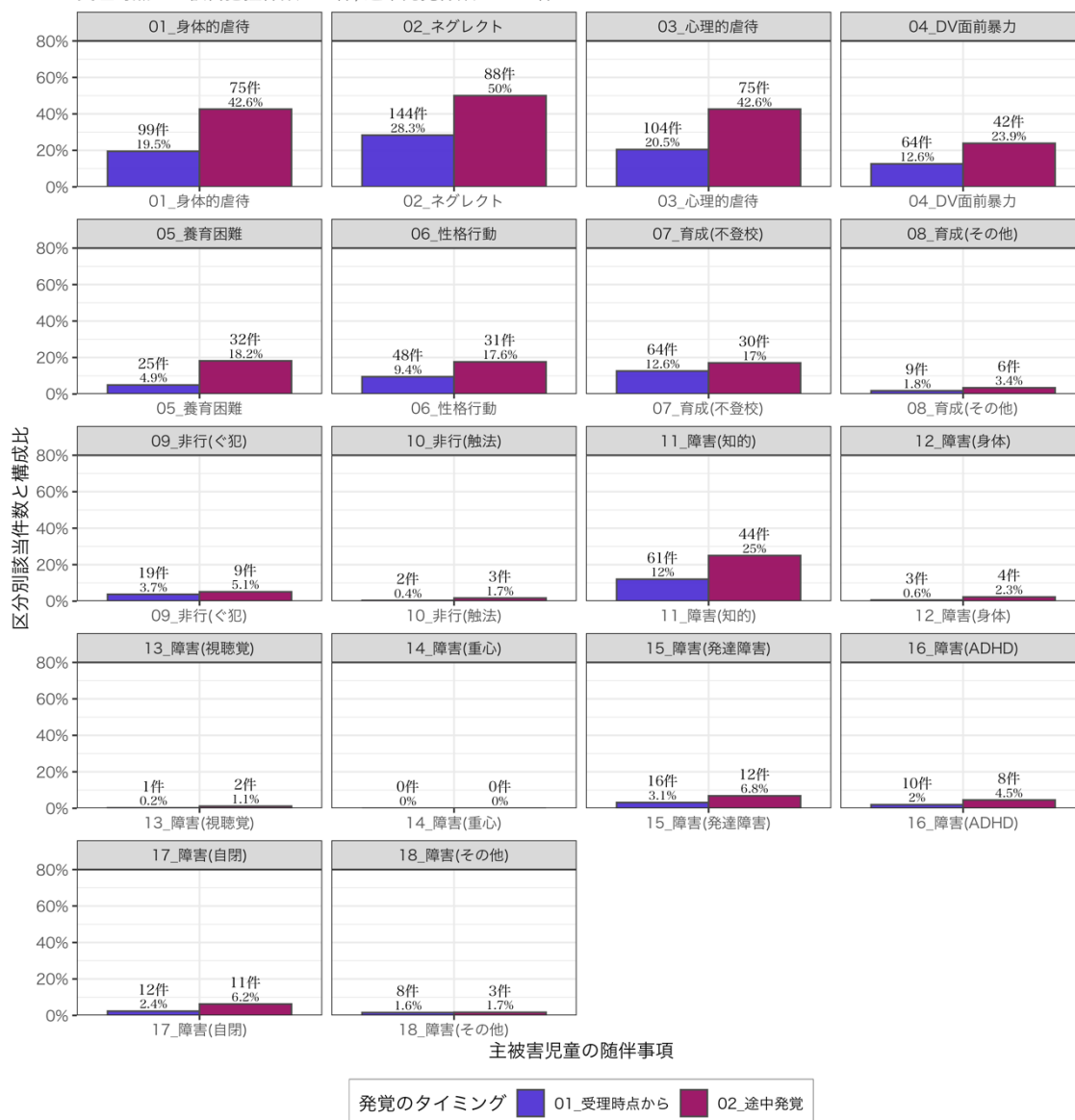


図 18.9 被害発覚のタイミング別 被害児童に随伴する問題や障害等

家族構成については、潜在クラス分析にて要約した区分を集計に使用した。その結果、発覚のタイミング別で、各種家族構成パターンに明確な違いは見受けられなかった(図 18.10)。

### 発覚のタイミング区別 家族構成潜在クラス

組み入れ基準を満たした総被害件数684件

受理時点から被害把握件数508件; 途中発覚件数 = 176件

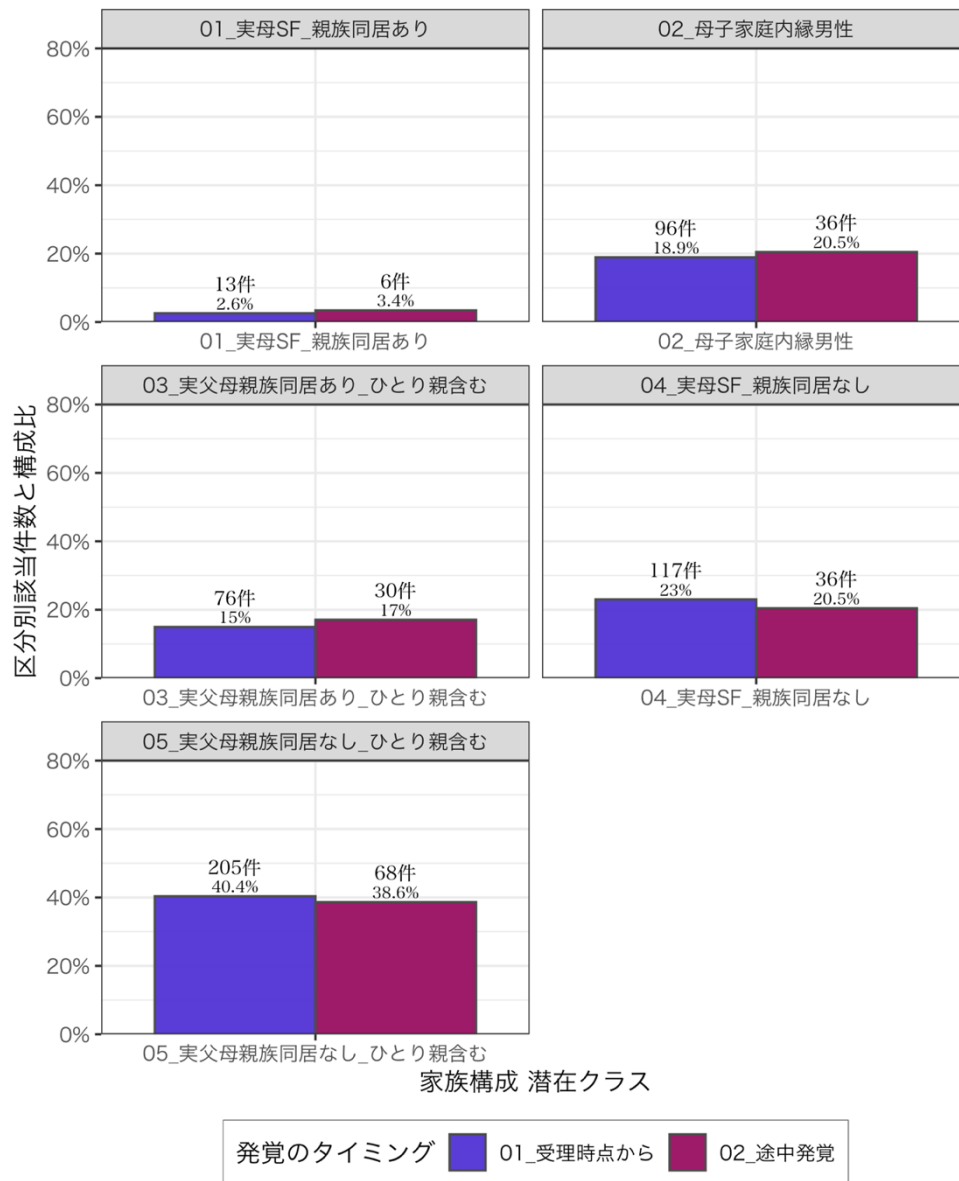


図 18.10 被害発覚のタイミング別 家族構成区分の該当報告状況

加害者の続柄についても同様に集計を実施した。被害発覚のタイミングによって、加害者(児)の該当報告状況に明確な違いは認められなかった(図 18.11)。

# 発覚のタイミング区別での加害者(児)

組み入れ基準を満たした総被害件数684件

受理時点から被害把握件数508件; 途中発覚件数 = 176件

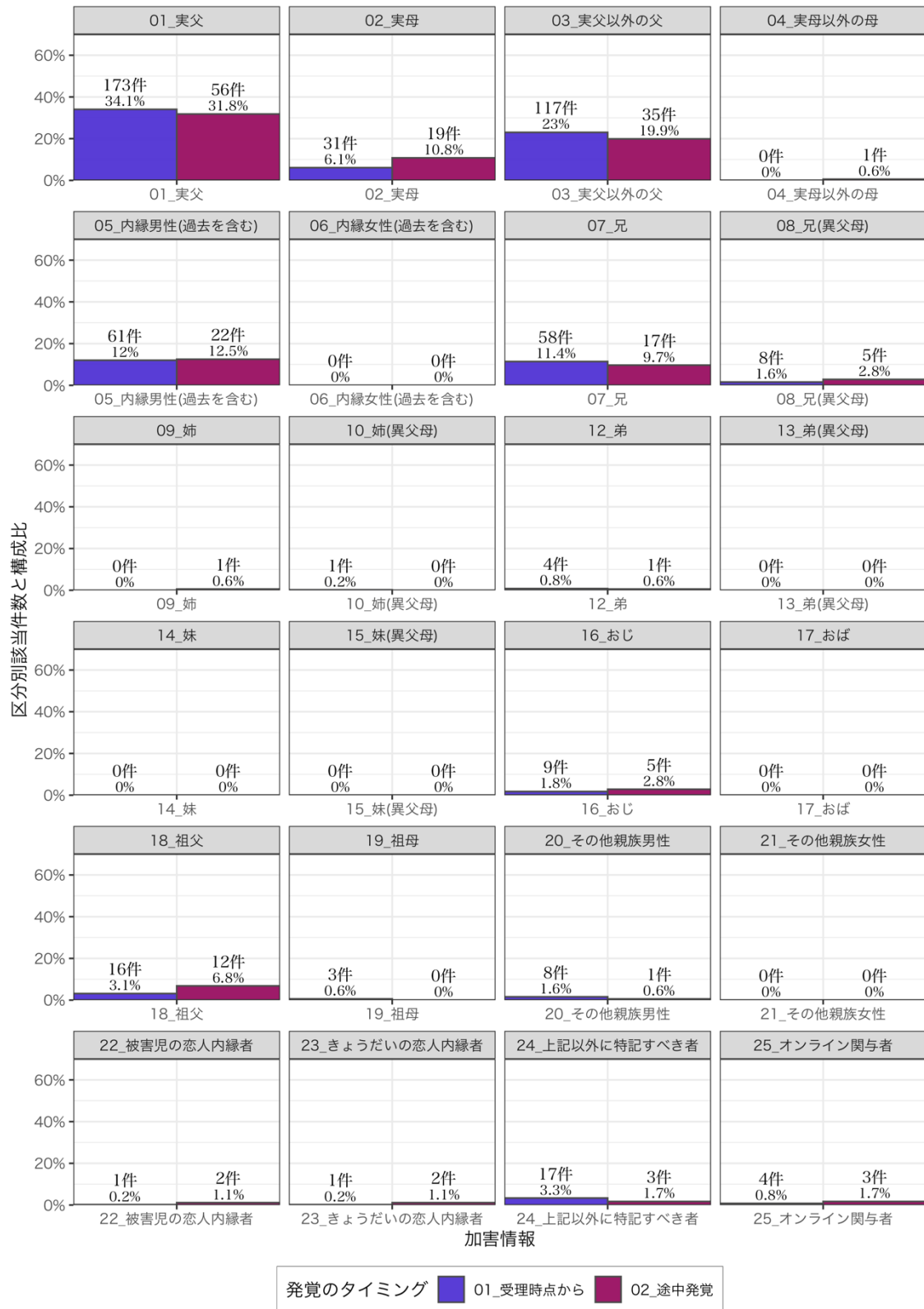


図 18.11 被害発覚のタイミング別 加害者(児)の該当報告状況

加害被害等の関係情報については、個別の加害構造で見ると明確な違いは見受けられないが、「家族全体に心身暴力や性暴力等が及んでいるか」という視点から区分別の結果を総合すると、途中発覚事例において、「加害者による家族全体への(性)暴力」への該当率が一貫して、やや高い傾向が確認された(図 18.12)。身体的虐待や DV・面前暴力などの心身暴力を伴う事例への対応経過中に、随伴していた性被害が発覚したという経過が読み取られる。各種区分の詳細については、第 9 章の解析結果を参照されたい。

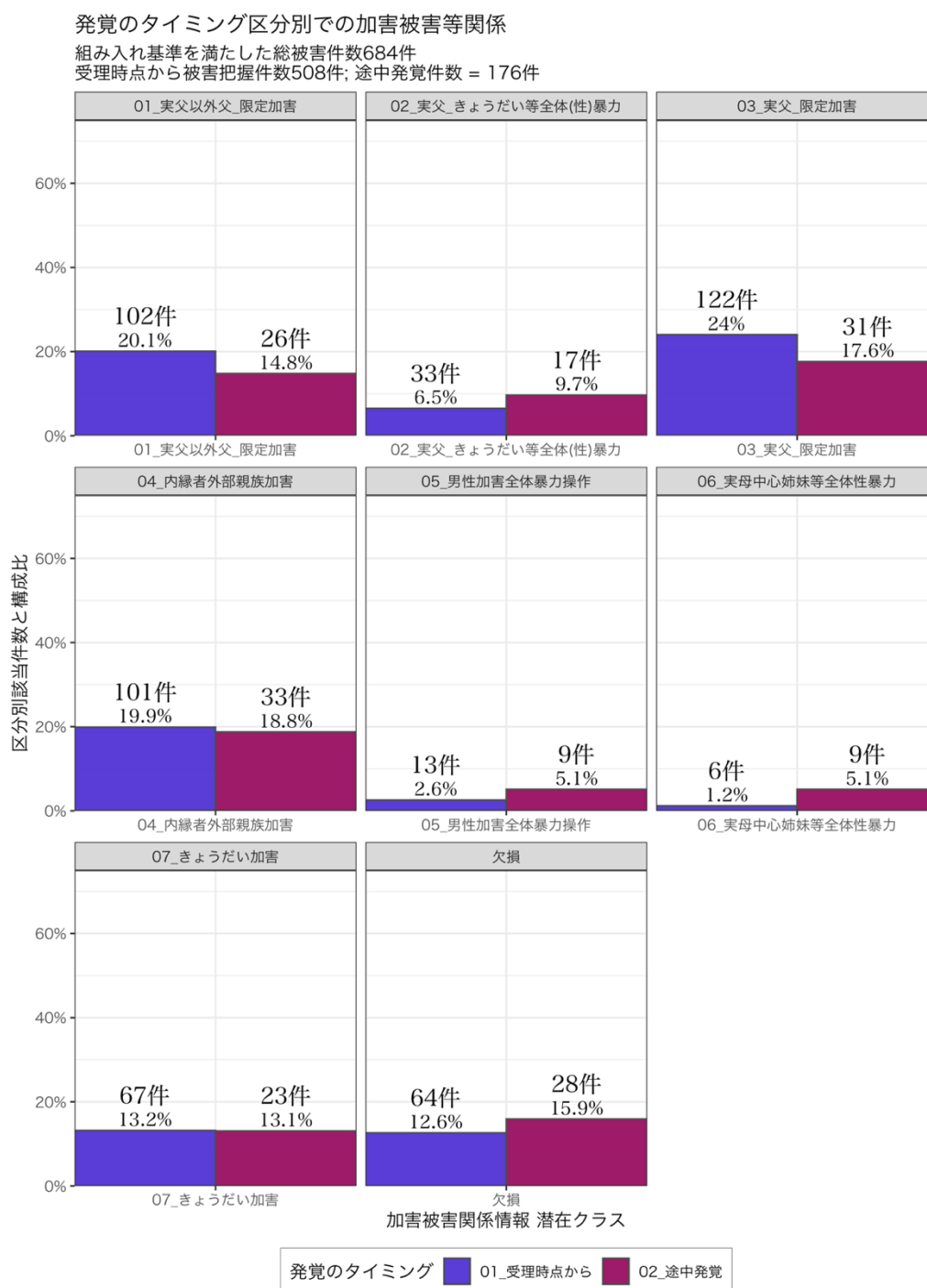


図 18.12 被害発覚のタイミング別 加害被害等関係の該当状況

### 18.3.3 発覚のタイミング別での各種所見集計

本節では、発覚のタイミング別で、事例の詳細なアセスメント情報を用いた集計結果を報告する。

まず、潜在クラス分析の結果得られた養育環境・世帯情報に関する種別パターンの該当状況を発覚のタイミング別で集計した。その結果、途中発覚事例の場合、「ネグレクト中心型」、「心身暴力ネグレクト複合」、「虐待の随伴する障害や性格行動問題」、「心理的暴力等多重問題」の問題区分への該当率が「受理時点から」被害が把握された事例より、該当率の高い傾向が観察された(図 18.13)。他種別での相談受理事例の中から途中発覚した事例を対象としていることを踏まえれば、自然な結果であると言える。

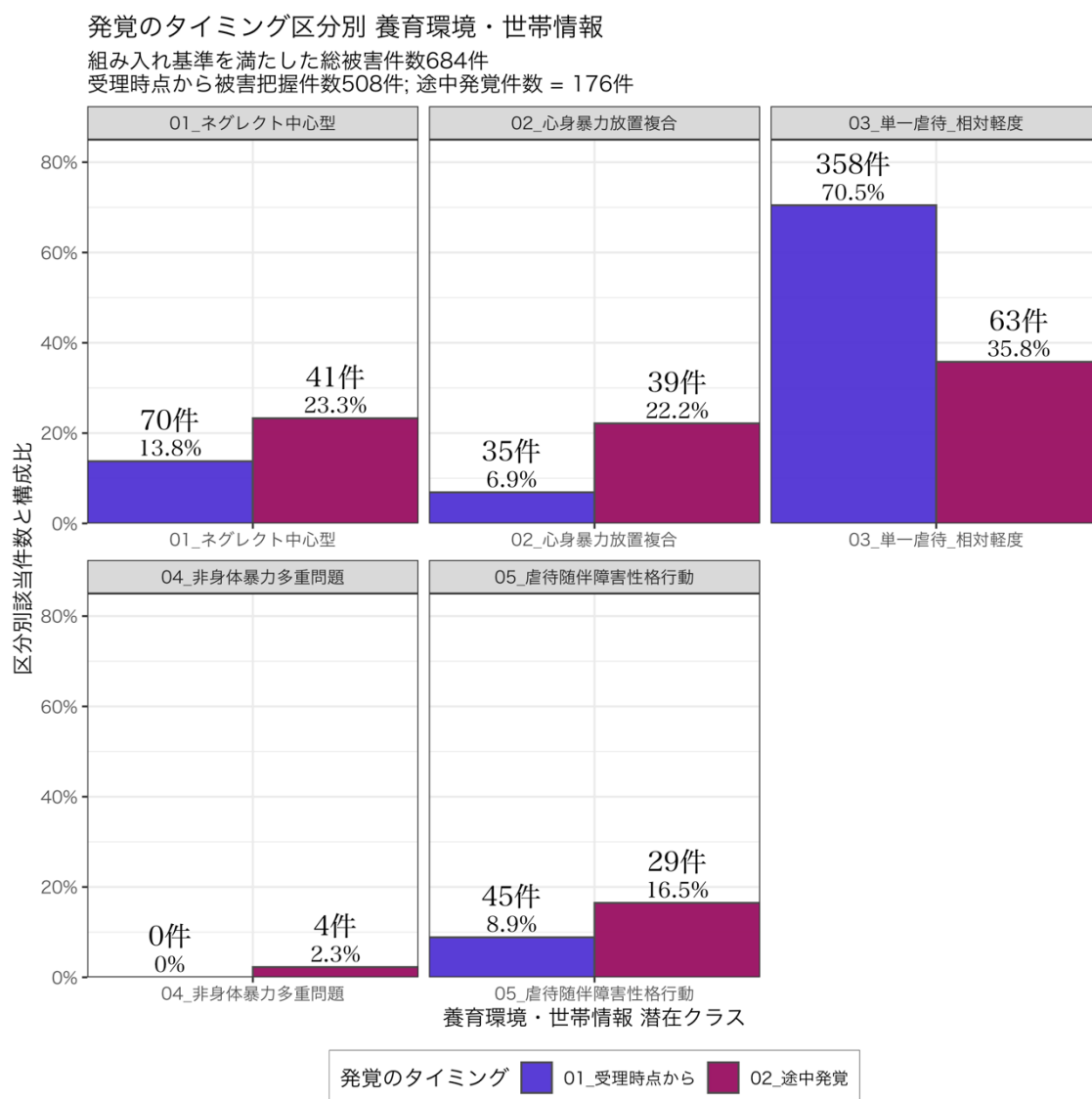


図 18.13 被害発覚のタイミング別 養育環境・世帯情報の潜在クラス該当状況

男女養育者の年齢については、「受理時点から」の被害把握例と「途中発覚」事例の間に特筆すべき違いは認められなかった(図 18.14)。

発覚のタイミング区分別 養育者年齢  
 組み入れ基準を満たした総被害件数684件  
 受理時点から被害把握件数508件; 途中発覚件数 = 176件

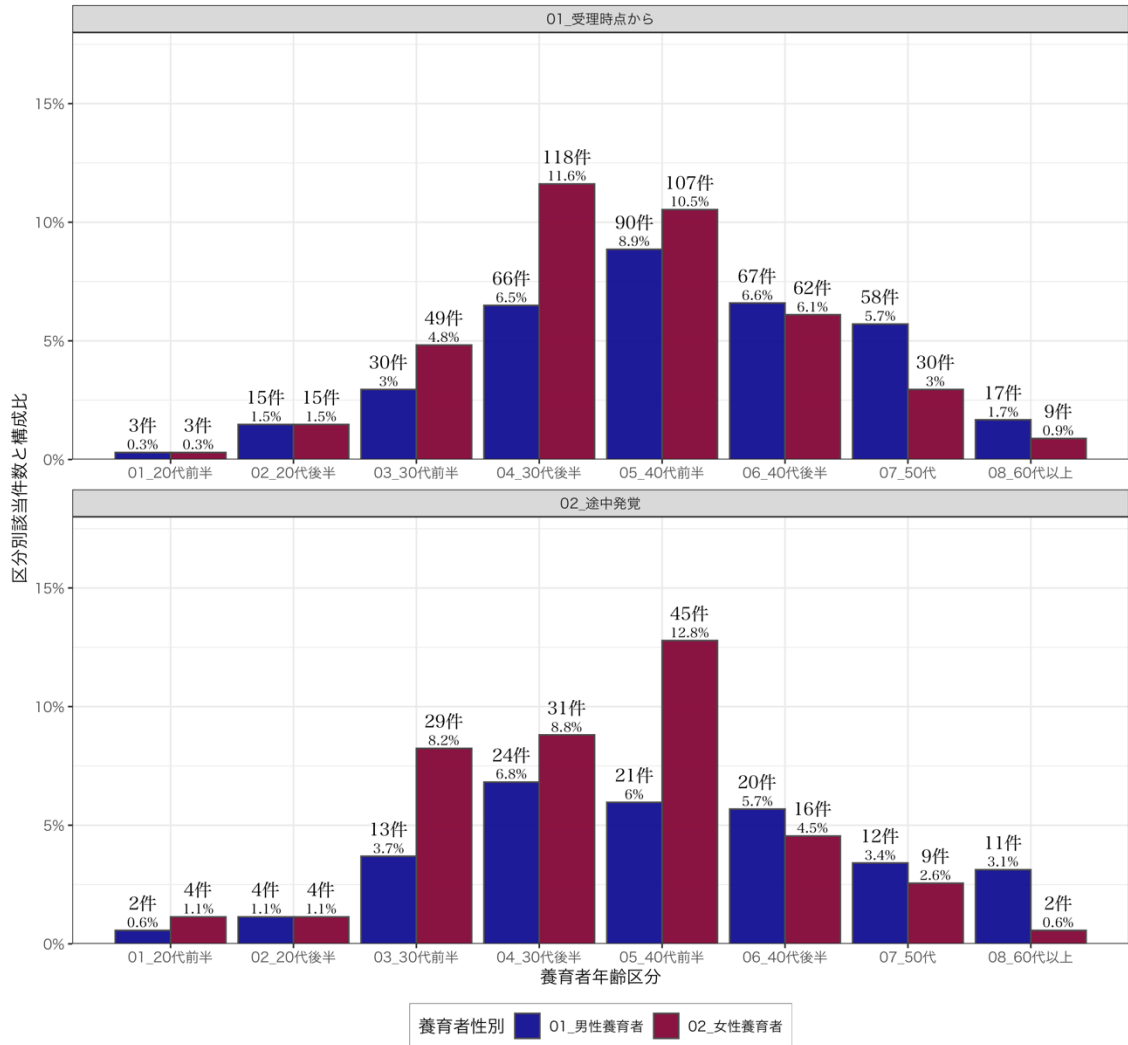


図 18.14 被害発覚のタイミング別 男女養育者の年齢区分

被害児童に対する養育者の態度については、(1)女性養育者の態度において「保護・問題解決」、  
 「自然な範囲」と形容される場合がやや少なく、反対に「心身暴力統制」、「被害児童のみ差別的  
 扱い、または心身暴力的統制」への該当率が高い傾向が見受けられ、(2)男性養育者の態度におい  
 て、「純粋暴力支配・統制」への該当率がやや高い傾向が見受けられた(図 18.15)。

発覚のタイミング区分別 被害児童に対する養育者の態度

組み入れ基準を満たした総被害件数684件

受理時点から被害把握件数508件; 途中発覚件数 = 176件

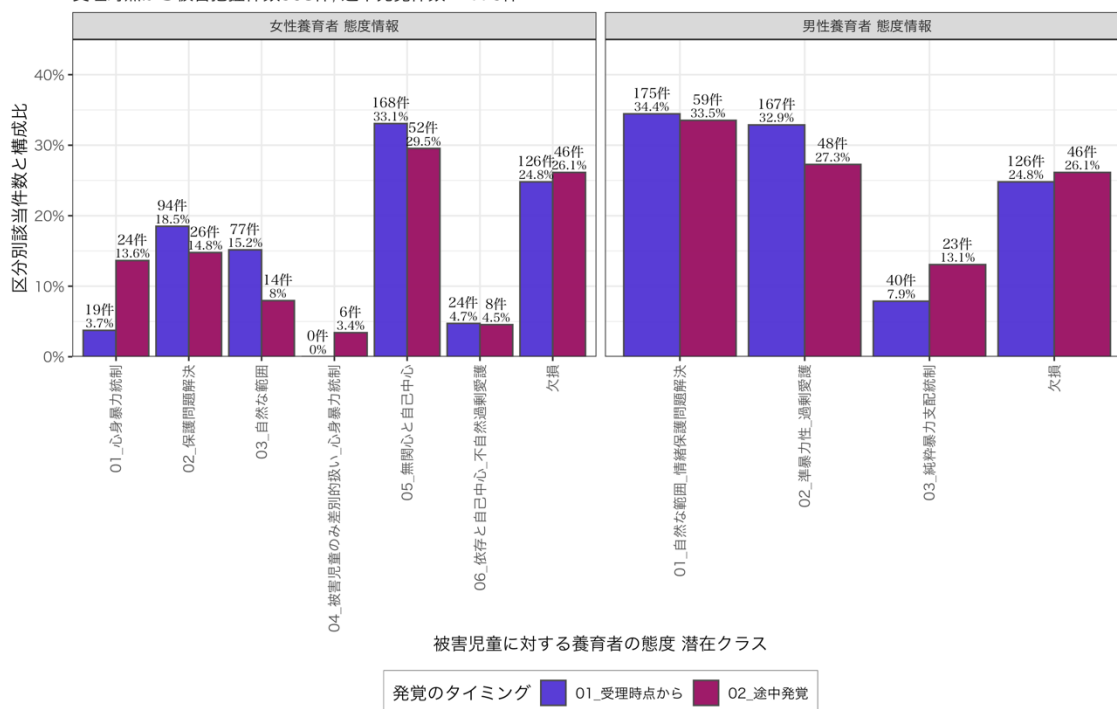


図 18.15 被害発覚のタイミング別 男女養育者の年齢区分

男女養育者に対する被害児童の評価・感情に関して、被害発覚のタイミング別で集計した結果を図 18.16 に示す。「途中発覚」事例における欠損率が高いことから(欠損部分が他のどの類型に含まれるかが不明)、明確な解釈には至れないが、(1)女性養育者に対して「保護と好意・健全愛着」が抱かれる割合が少なく、「拒否嫌悪・あきらめ・分離希望対象」といった類型への該当率が高い傾向が観察され、(2) 男性養育者においては「拒否、嫌悪、恐怖や憎しみ」といった評価・感情が抱かれる割合が少なく、「嫌悪感のみ」ととどまる例がやや多い傾向が観察された。ただし、全体を俯瞰すれば、発覚のタイミングを問わず、被害児童が男女養育者に対して抱く評価や感情の該当傾向は、およそ共通しているものと了解される。



発覚のタイミング区分別 養育者に対する被害児童の評価感情  
 組み入れ基準を満たした総被害件数684件  
 受理時点から被害把握件数508件; 途中発覚件数 = 176件

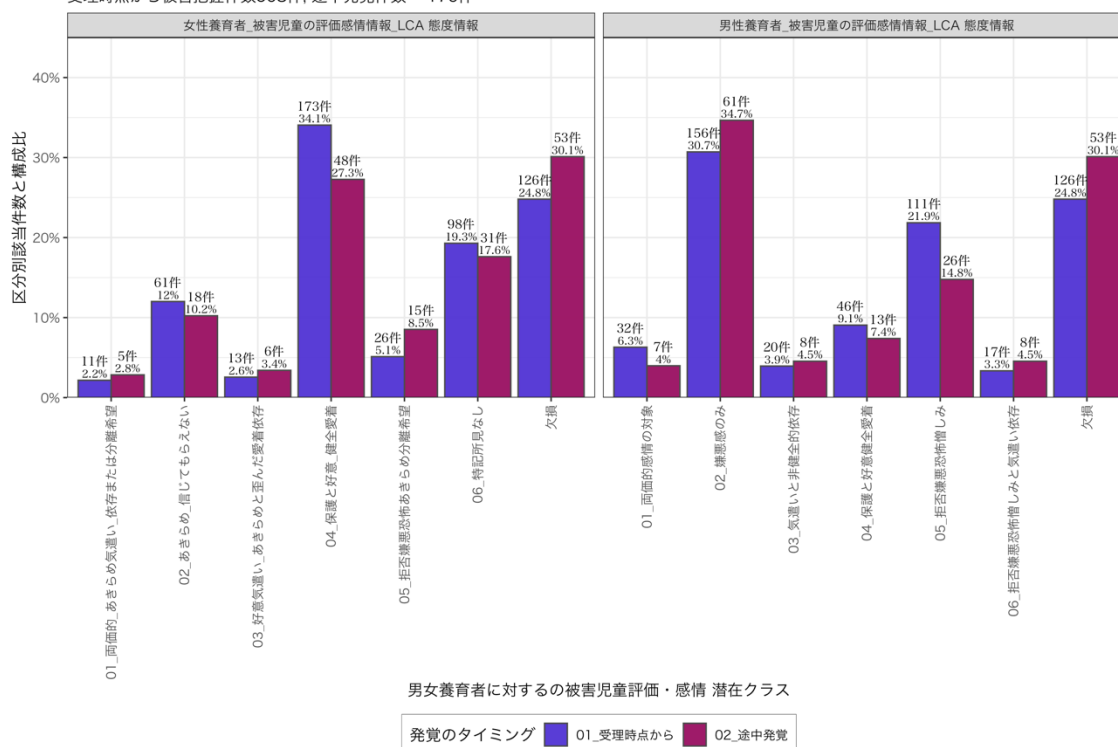


図 18.16 被害発覚のタイミング別 男女養育者に対する被害児童の評価・感情

被害発覚のタイミング別で、男女養育者の外部観察所見・関係機関からの情報に関する類型への該当情報を集計した結果を図 18.17 に示す。その結果、特に女性養育者において、「自然な範囲」と形容される例が少ない傾向にあり、養育不履行、被害児童との関係が希薄、社会的孤立、回避的、他責的、反社会的、(経済的)自立の困難などの要素を含む類型への該当が高い傾向が観察された。

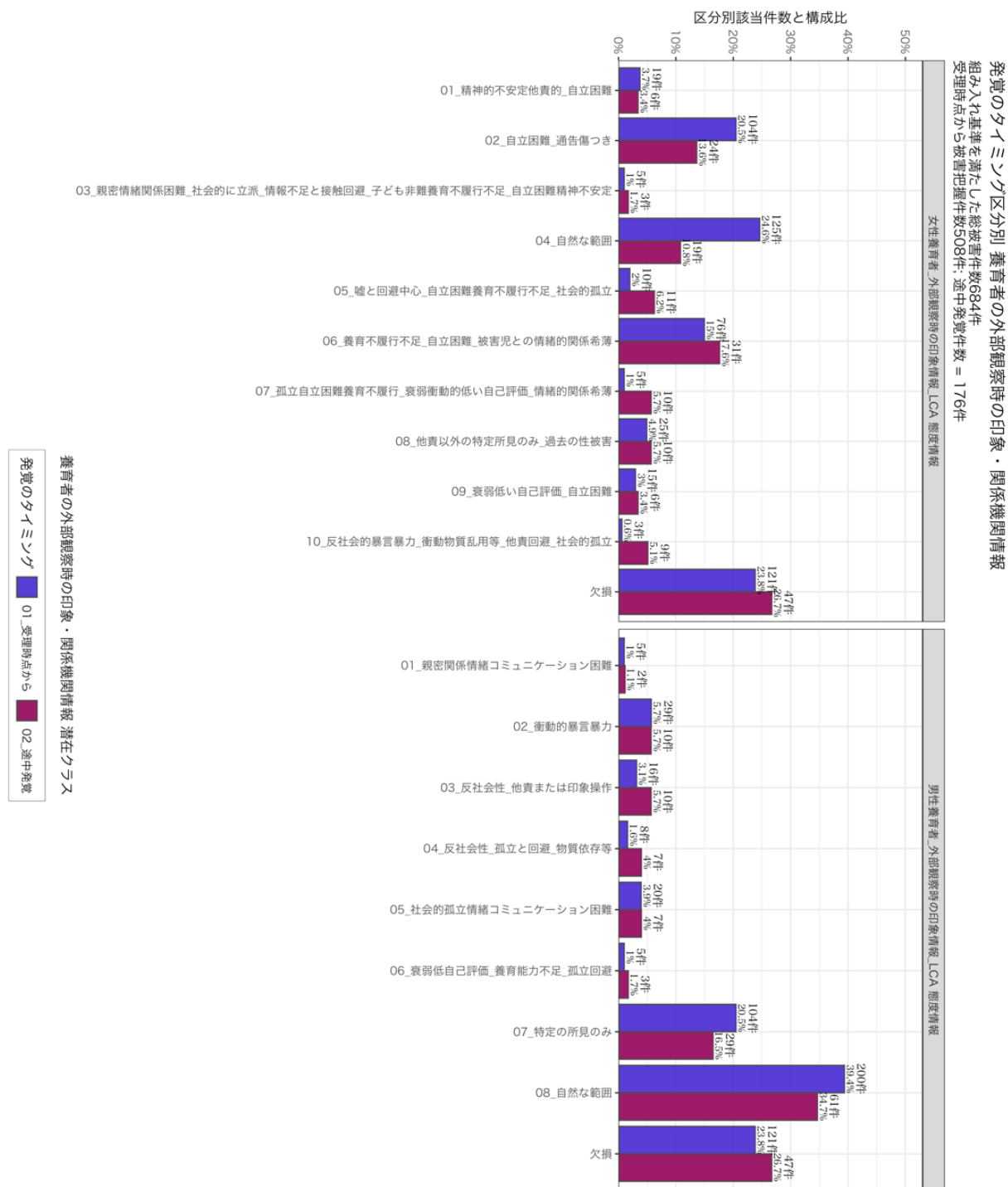


図 18.17 被害発覚のタイミング別 男女養育者の外部観察所見・関係機関情報

続いて、被害発覚のタイミング別で、被害児童に見られた各種臨床所見の該当報告状況を集計した結果を整理する。

「無症状」および「医学所見」への該当状況について集計した結果を図 18.18 に示す。被害発覚のタイミング別では、途中発覚事例において、「無症状」への該当率が低い傾向にあった。途中発覚事例において、該当率の高い虐待等の随伴問題が背景要因となっている可能性が推測される。

# 発覚のタイミング区分別 無症状・医学所見

組み入れ基準を満たした総被害件数684件

受理時点から被害把握件数508件; 途中発覚件数 = 176件

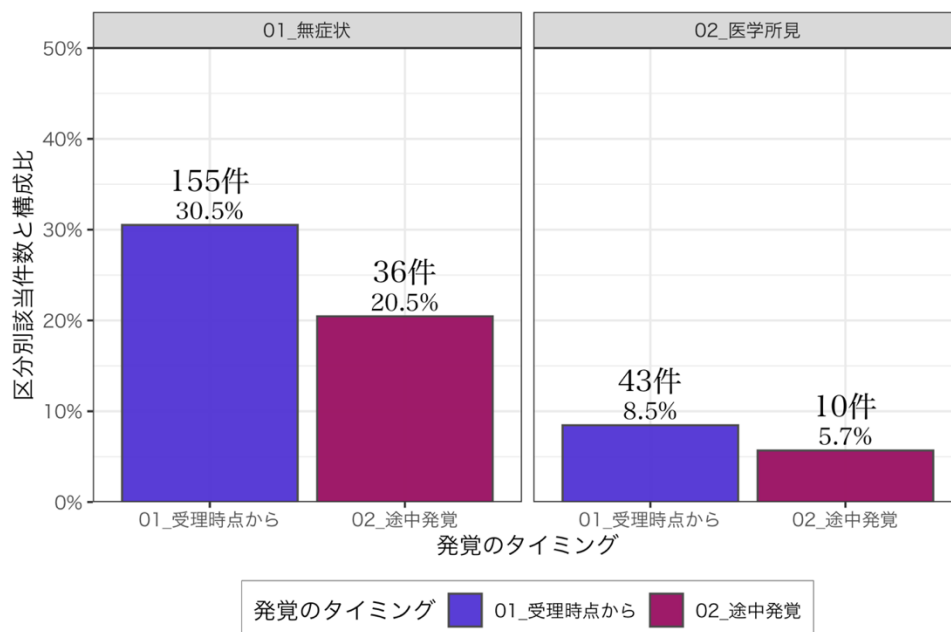


図 18.18 被害発覚のタイミング別 被害児童の臨床所見：無症状・医学所見

身体関連所見については、発覚のタイミングに依らず全体的に該当率が低く、「心身症・不定愁訴(頭痛・腹痛等の訴え)」については、途中発覚事例において該当率が低い傾向にあるものの、全体として発覚のタイミング区分別での特筆すべき差異は認められなかった(図 18.19)。

# 発覚のタイミング区分別 身体関連所見

組み入れ基準を満たした総被害件数684件

受理時点から被害把握件数508件; 途中発覚件数 = 176件

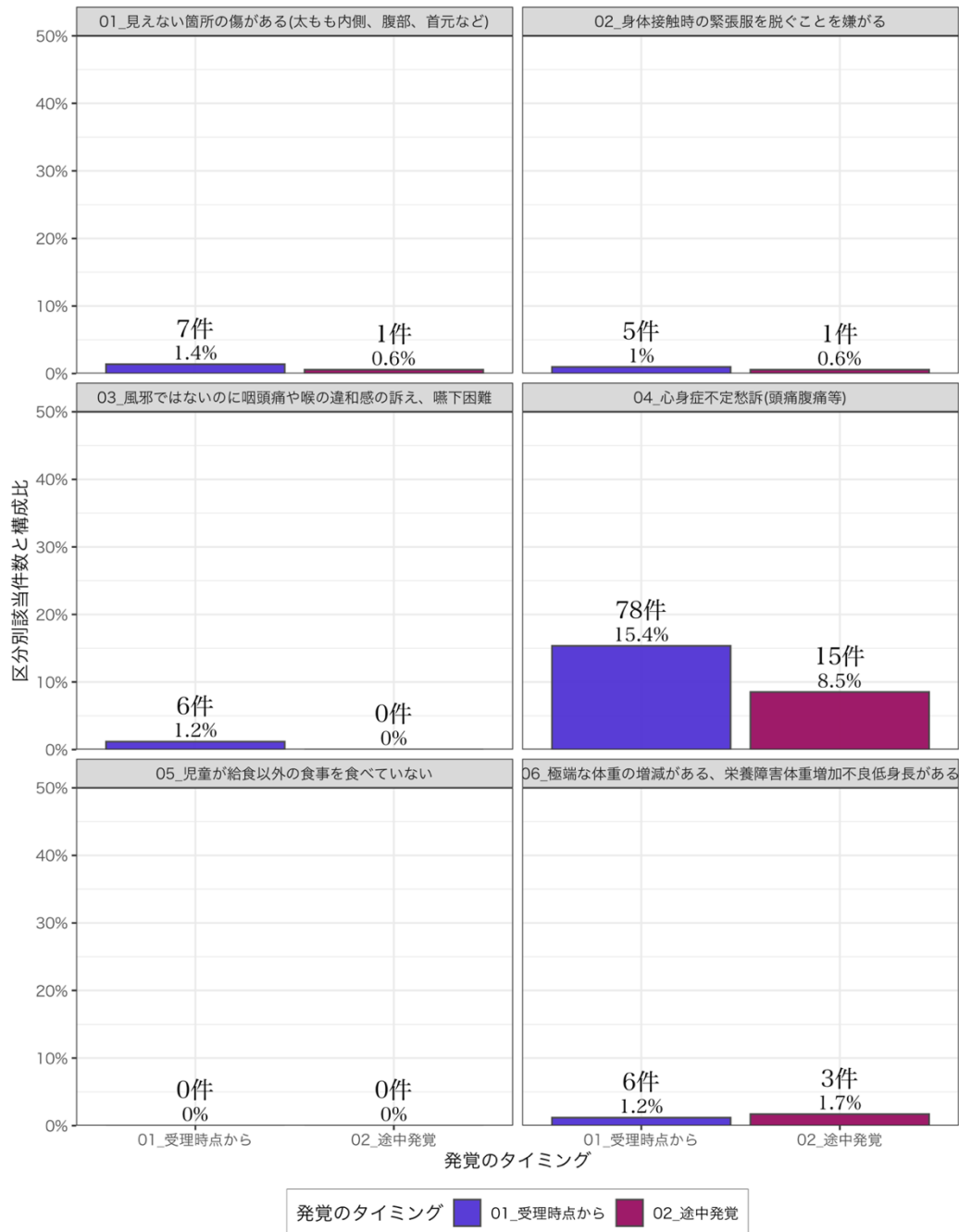


図 18.19 被害発覚のタイミング別 被害児童の臨床所見：身体関連所見

対人関係・愛着に関する所見では、被害発覚のタイミングを問わず、全体を通じて該当傾向が共通している一方で、途中発覚事例において、「子どもの異性への恐怖・過剰な接近」、「子どもの情緒的問題」、「対人距離に関する問題」、「愛着課題がある」など、全体的にやや該当率が高い傾向にあった(図 18.20)。途中発覚事例で随伴率の高い各種問題等が背景となっているものと推測される。

発覚のタイミング区分別 対人関係・愛着関連所見  
 組み入れ基準を満たした総被害件数684件  
 受理時点から被害把握件数508件; 途中発覚件数 = 176件

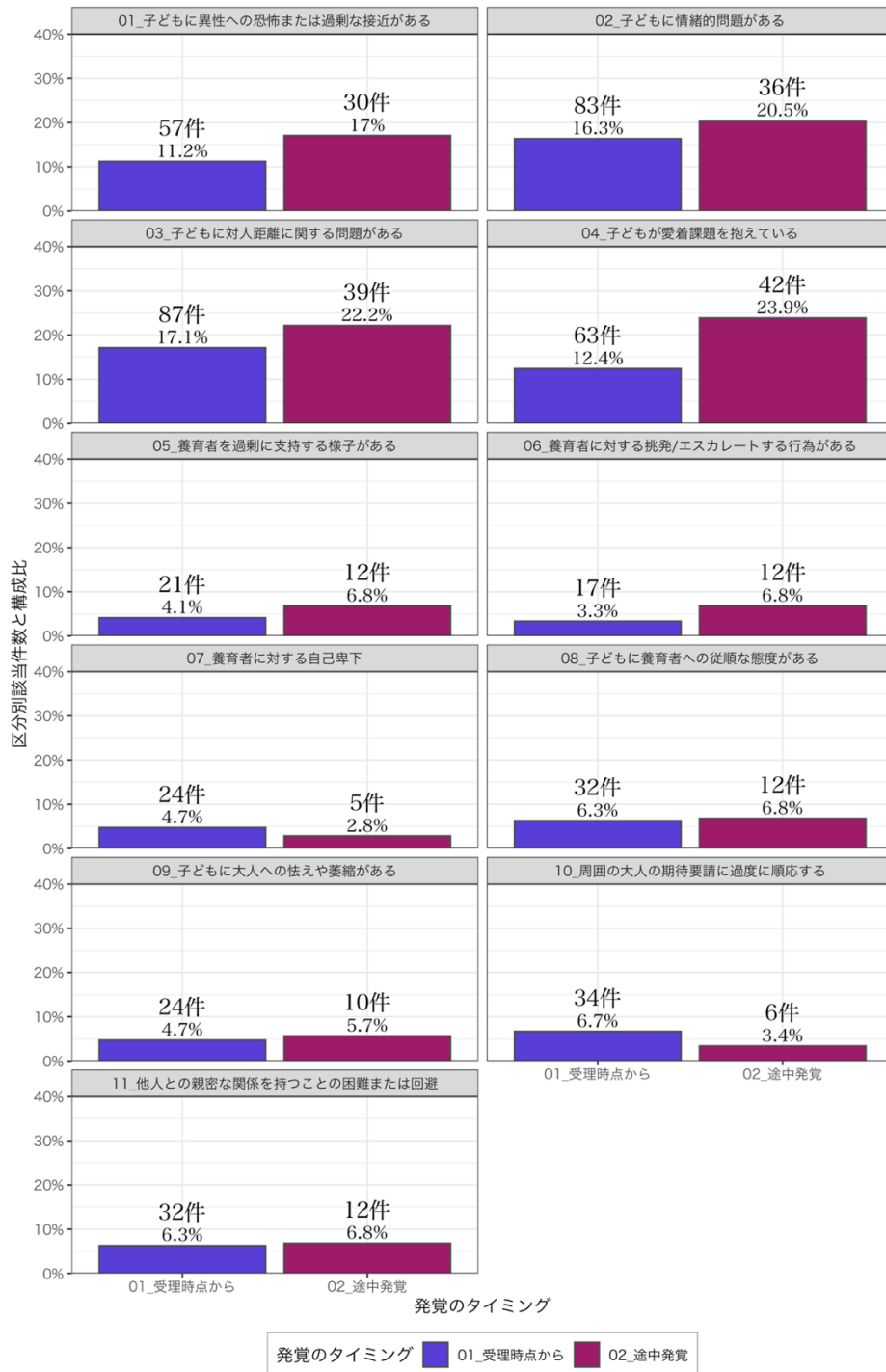


図 18.20 被害発覚のタイミング別 被害児童の臨床所見：対人関係・愛着関連課題

学校や保育園・幼稚園、社会的養護関係施設等の集団生活場面で見られる所見について、発覚のタイミング別で集計した結果を図 18.21 に示す。全体的な該当傾向は、発覚のタイミングを問わず類似しているものの、「攻撃性や衝動性の高さに起因する友人間トラブル」や「教員・保育士、施設職員等の独占」など、一部の項目で途中発覚事例での該当率が高い傾向が観察された。

# 発覚のタイミング区分別 学校・園・施設等での所見

組み入れ基準を満たした総被害件数684件

受理時点から被害把握件数508件; 途中発覚件数 = 176件

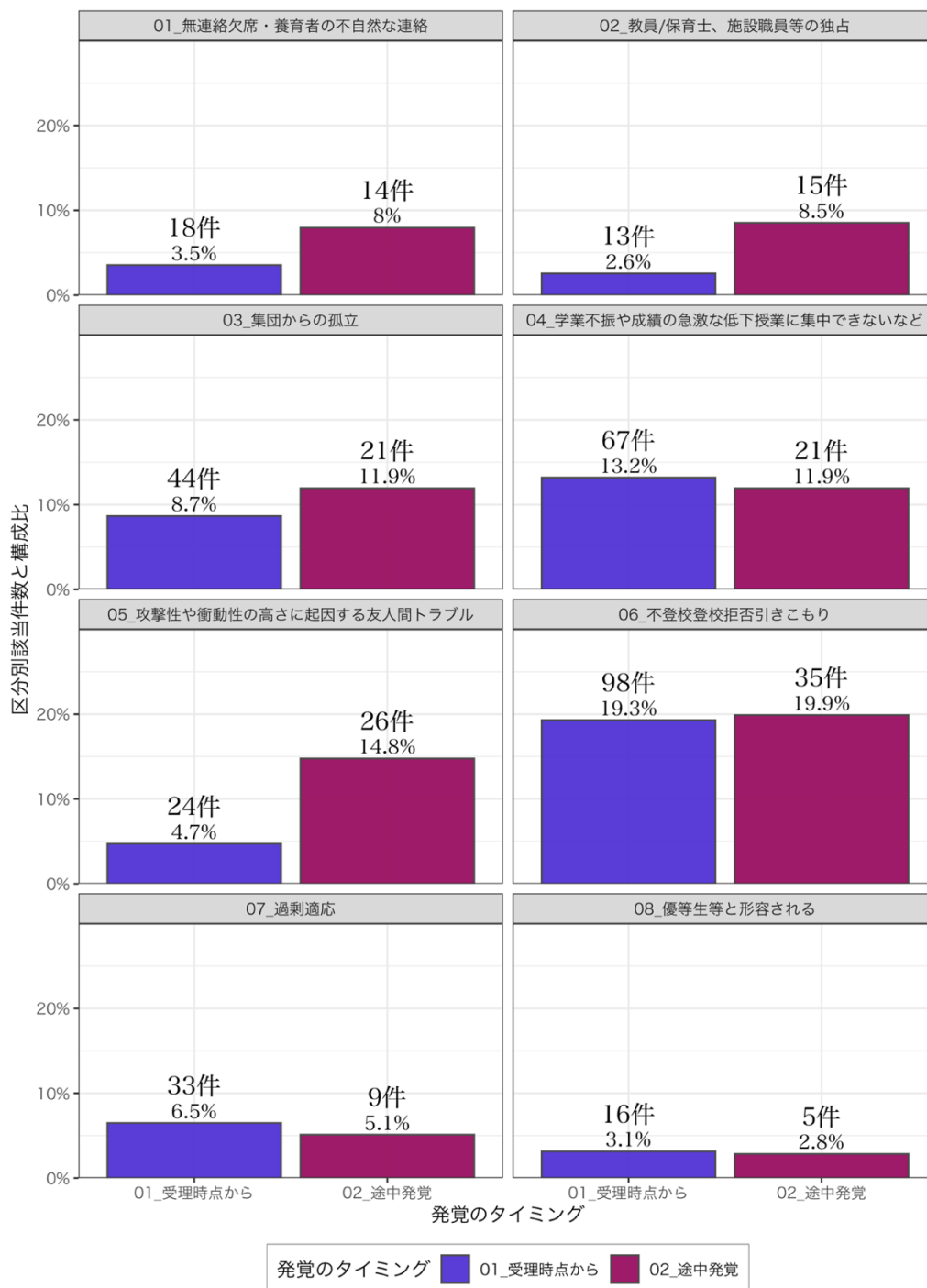


図 18.21 被害発覚のタイミング別 被害児童の臨床所見

学校や保育園・幼稚園、社会的養護関係施設等の集団生活場面で見られる所見

関係者に対する訴えに関する所見では、被害発覚のタイミング別で明確な違いは観察されなかった(図 18.22)。

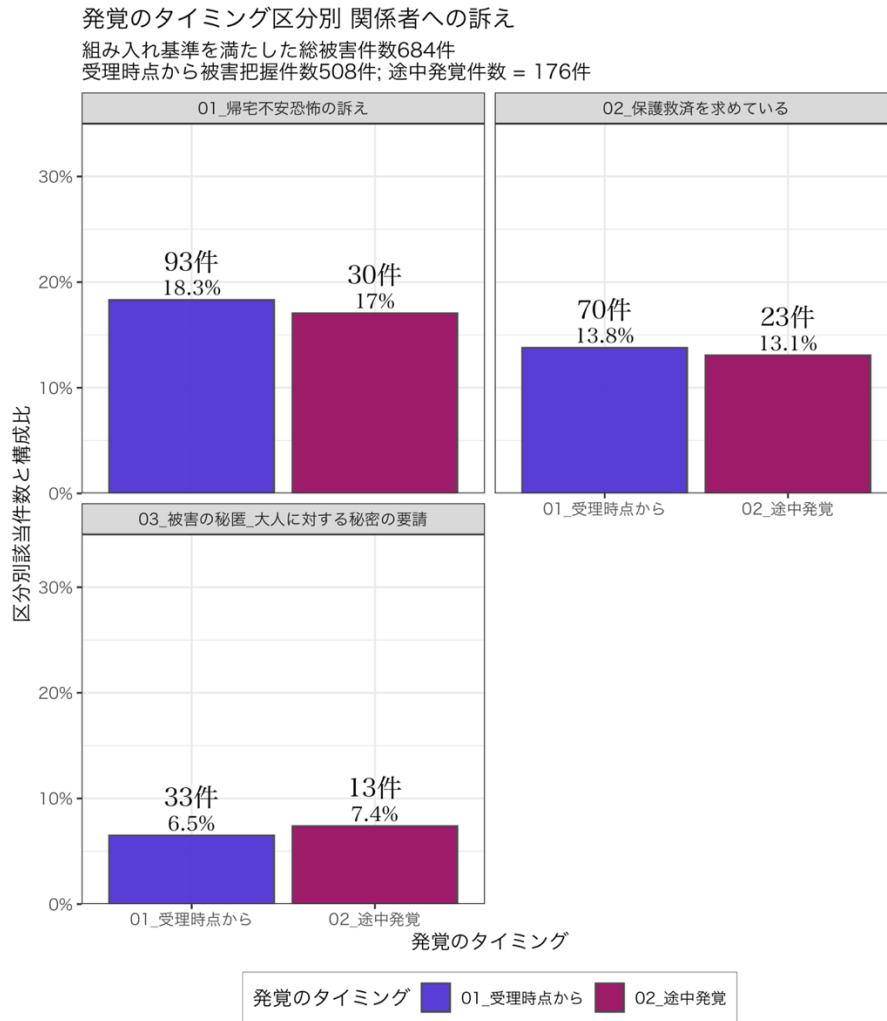


図 18.22 被害発覚のタイミング別 被害児童の臨床所見: 関係者への訴え

心理症状・トラウマ関連症状に関する集計結果を図 18.23 に示す。集計の結果、途中発覚事例において、「睡眠の問題・悪夢の報告」、「PTSD 中核症状」、「無力感」、「解離症状」などへの該当率がやや低い傾向が観察され、また、「パニック・興奮」については、やや該当率が高い傾向が見受けられた。身体的侵襲性の高い直接接触性被害の該当率が、途中発覚事例ではやや少ないこと(図 18.4)、被害の常態化が相対的に少ないこと(図 18.6)、1 年以下の被害継続期間の構成比が高いこと(図 18.8)などが、各種心理・トラウマ関連症状の該当率の低さに関連している可能性が推測されるが、現時点ではその詳細は不明となる。

# 発覚のタイミング区分別 心理トラウマ関連症状

組み入れ基準を満たした総被害件数684件

受理時点から被害把握件数508件; 途中発覚件数 = 176件

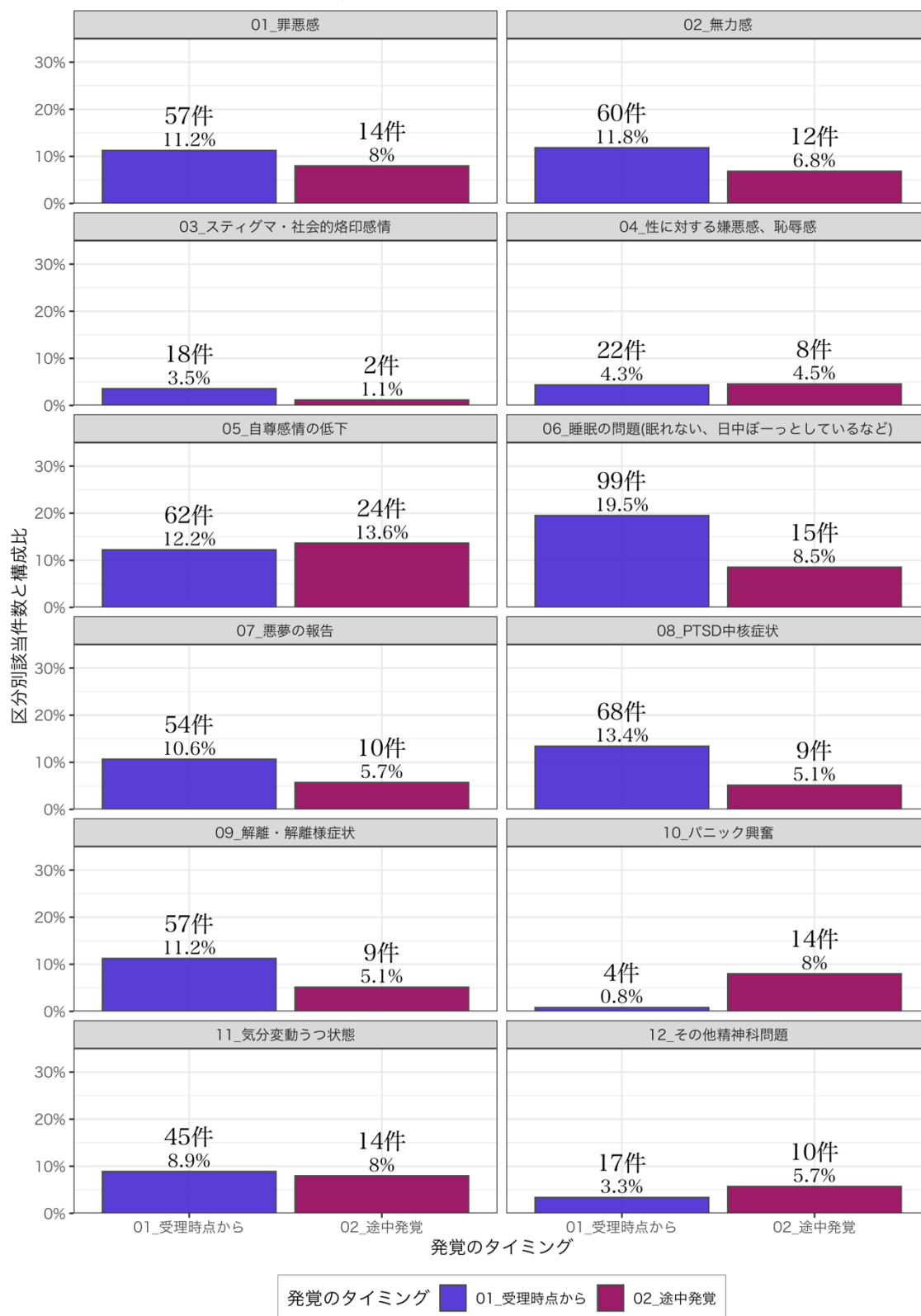


図 18.23 被害発覚のタイミング別 被害児童の臨床所見: 心理・トラウマ関連症状



被害児童に見られる行動上の所見については、発覚のタイミング別で、「嘘・虚言、ファンタジー」、「暴言暴力・いじめ加害や万引き等の非行」、「加害性のある性化行動」で該当率がやや高い傾向が見受けられた(図 18.24)。非行等については、「非行相談」からの途中発覚例などが含まれていることが背景の一つとして想定される。



図 18.24 被害発覚のタイミング別 被害児童の臨床所見：行動上の問題

被害発覚の経緯については、発覚のタイミングに依らず共通した傾向にあり、「子ども本人からの開示」が最も高い構成比を占める結果となった。一方、途中発覚事例では子ども本人からの開示がやや少なく、反対に「親・親族等の目撃」、「親族等の被害の疑いから」、「きょうだいの被害発覚から」、「一時保護所職員・社会的養護関係者(職員)の疑いから」といった周囲の関係者・支援者からの疑いを契機に発覚した例が、やや高い傾向にあった(図 18.25)。



図 18.25 被害発覚のタイミング別 被害発覚の経緯

通告につながった開示相手や発見者については、途中発覚事例において、一時保護所職員や社会的養護関係施設職員や里親・ファミリーホームで該当率がやや高い傾向にあった。他方、途中発覚事例においては、学校関係者による発見・通告等が少ない傾向が観察された(図 18.26)。

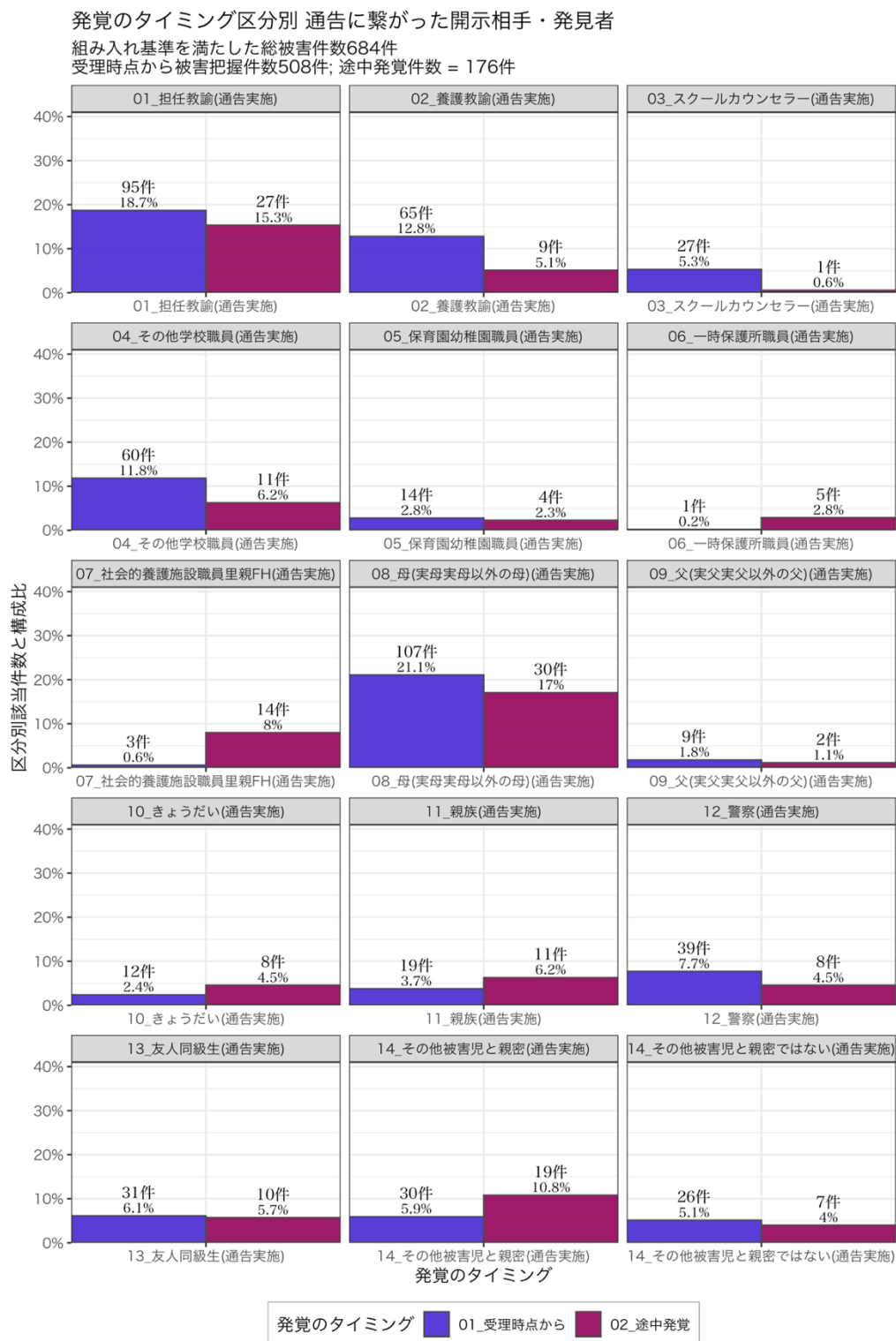


図 18.25 被害発覚のタイミング別 通告につがった開示相手・発見者情報

被害の開示があった事例のみの該当情報となるが、開示の契機・想定される背景要因に関する集計の結果を図 18.26 に示す。その結果、途中発覚事例においては、「差し迫る危機」での該当率が低い傾向が観察された。そして、それを(構成比の視点から)補うように、「身近な人への被害拡大」や「他の問題行動についての聞き取り」、あるいは「社会的養護関係施設等の入所時聞き取り」、「子どもへの性関連教育の実施」、「被開示者への信頼」などを契機とする事例数がやや多い傾向が見受けられた。

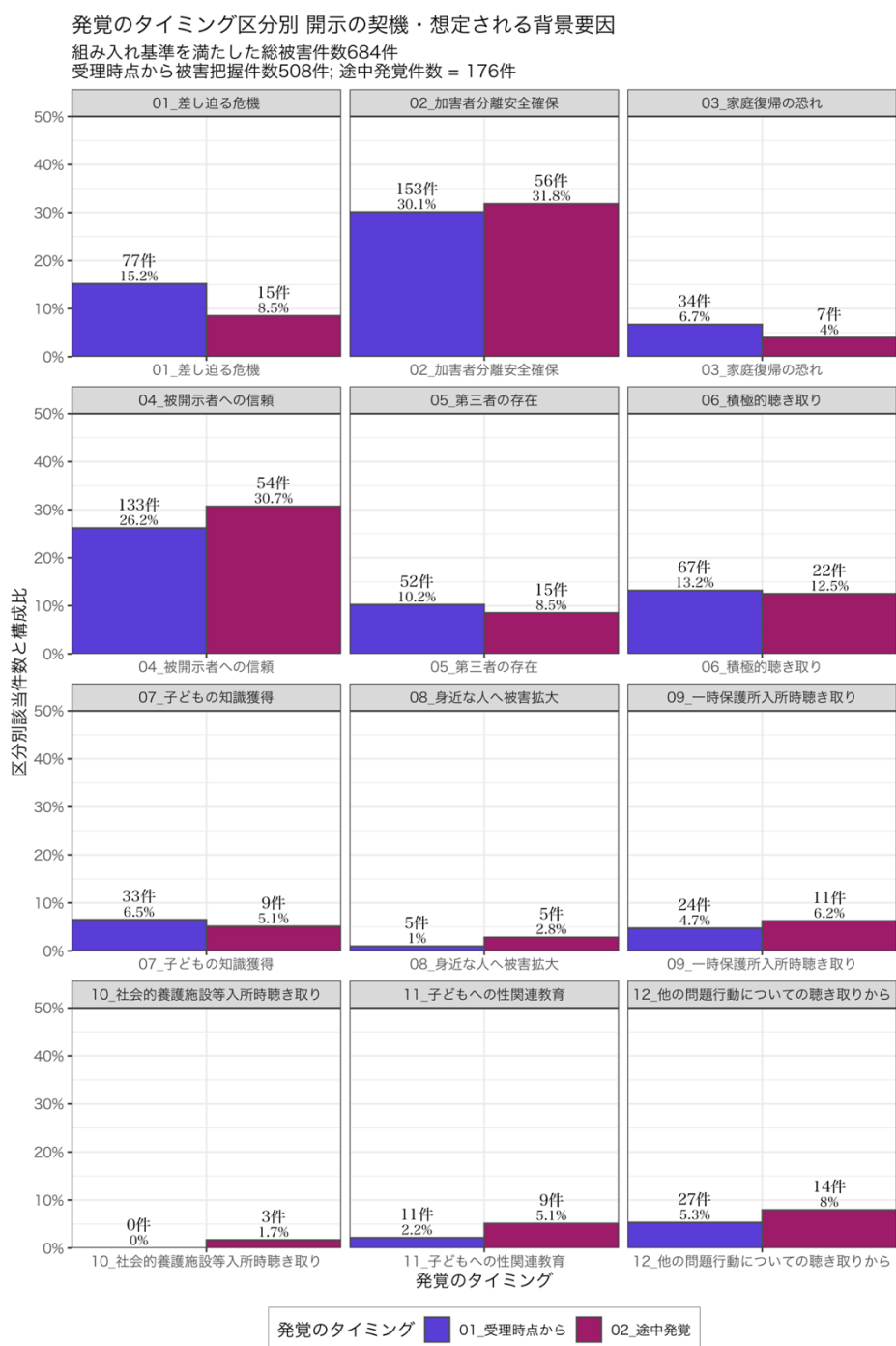


図 18.26 被害発覚のタイミング別 開示の契機・想定される背景要因

子どもからの被害開示のあった事例における開示情報量の変化について、発覚のタイミング別で集計した結果を図 18.27 に示す(複数回答)。途中発覚事例では、「開示範囲の拡大」に関する該当率がやや低い傾向にあった。

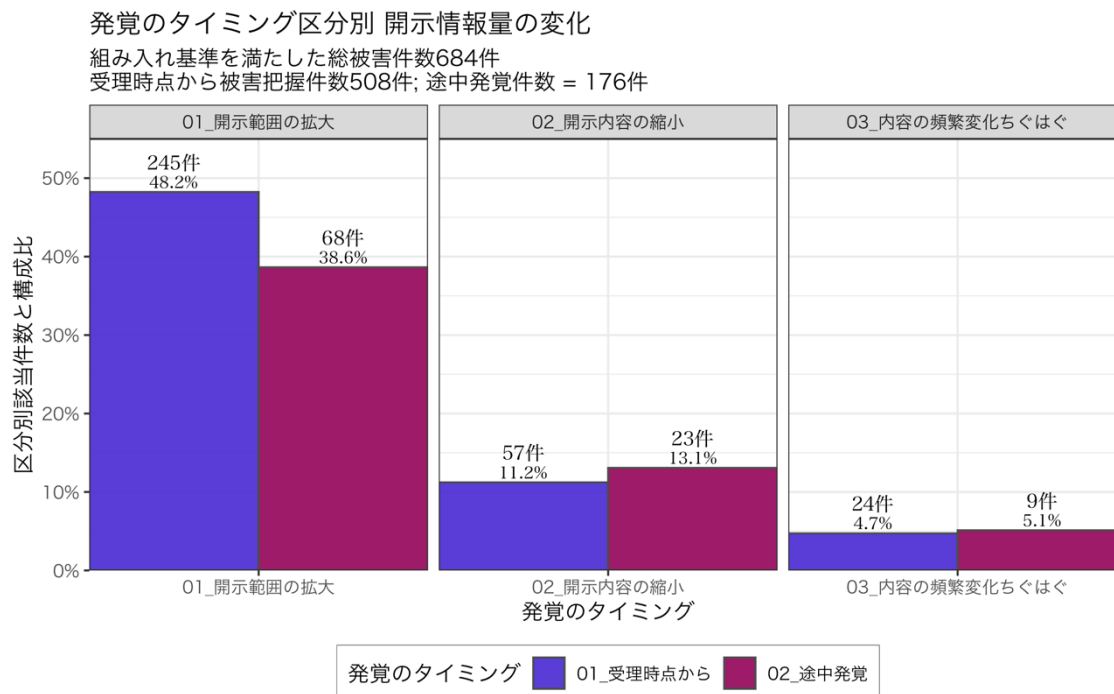


図 18.26 被害発覚のタイミング別 開示情報量の変化

開示の様相については、途中発覚事例において、「十分な情報量の開示」に該当する例が少ない傾向にあり、「一部答えられない」、「内容のほのめかし、すり替え」に該当する割合が、「受理時点から」の被害把握事例をやや上回る結果となった(図 18.27)。図 12.26 に示した開示情報量の変化とあわせて、途中発覚事例の方が開示にかかる十分な情報量を得ることが難しい可能性が示唆されたものと考えられる。

## 発覚のタイミング区別 開示の様相

組み入れ基準を満たした総被害件数684件

受理時点から被害把握件数508件; 途中発覚件数 = 176件

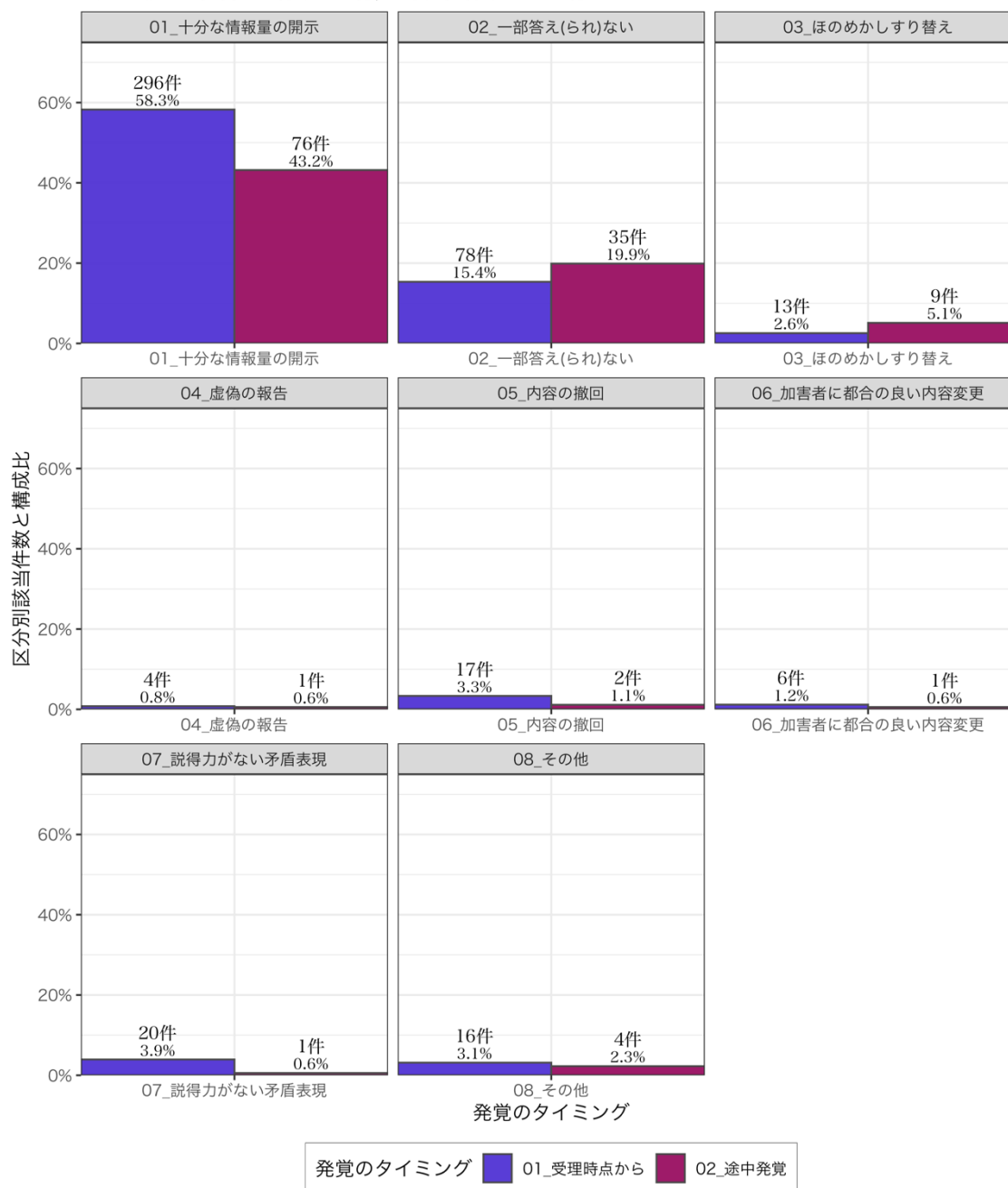


図 18.27 被害発覚のタイミング別 開示の様相

## 18.4 考察

本章では、保護者による性的虐待、または保護者以外の親族等による性的虐待(ネグレクト)として受理された事例と、他の相談種別での受理事例から新たに性被害が途中発覚した事例の差異について、集計を用いて検討した。

「受理時点から」被害の把握がなされた事例と「途中発覚」事例の間には、いくつかの違いが確認された。途中発覚事例の方が、虐待や非行といった他に随伴する問題がある割合が高い、あるいは女性養育者に過度な自己中心性や暴力性が認められる割合が高いといった知見である。これらの結果は、「各種虐待等、他の相談種別で受理された」という前提を踏まえれば、ある種当然の結果として了解されるものである。児童相談所や市区町村で対応されている既存の事例から性被害を早期に発見するという視点への示唆には繋がり難いものの、「各種虐待や非行、子どもの障害等など、さまざまな課題を抱えた家庭の中で、性被害が発生し、発見されている」という事実を強調するには十分であると考えられる。被害児童の視点からは、特に途中発覚事例において、「性被害だけではない、複数の困難を抱えている」場合が多いと表現できるだろう。

「途中発覚」事例を対象として早期発見の手がかりを得るためには、本来的にその比較対象として、「最初の相談受理区分において性被害の随伴した例と、性被害の随伴が無い事例」を比べる必要があるだろう。身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、あるいは非行や障害等の他の相談種別ごとに、「性被害の随伴する例とそうで無い例にはどのような違いがあるか？」を検討することで、既存の相談対応事例の中から、性被害の可能性を見抜く手がかりが得られると考えられる。今後の調査課題の一つであると言えるだろう。

他方、本事業で設計した「最初から性被害として受理」された事例と、途中発覚事例を比べることで見えてきた点もあった。例えば、受理時点から性被害が把握された事例よりも、他種別の相談という形で支援機関につながっている方が、被害継続年数が短い傾向にあることが示された。性被害の有無を問わず、何らかの形で支援機関に接続され、継続的な対応を実施している方が性被害の早期発見に寄与する可能性が示されたものと考えられる。上述した「既存対応事例から性被害の可能性を見抜くための知見」が整備されてゆくことで、より早期に、多くの潜在性被害の発見につながる事が期待される。